

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎田中秀和君（拍手）登壇＝皆さんおはようございます。自由民主党の名前を田中秀和と申します。よろしくお願いいたします。

質問の前に、令和七年二月定例会の一般質問から手話通訳士が中継に合わせて手話同時通訳を行い、中継画像にワイプ画面で表示される予定になっています。多分この辺につくのかなと思いますけれども、県議会及び関係者の皆様には聴覚に障害がある方の情報機会を確保する取組に大変感謝を申し上げ、このことを皆様にお知らせし、今回は大きく四項目について通告しておりますので、執行部におかれましては丁寧な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、一項目めの佐賀県のすばらしさを伝え県民の誇りを醸成していく広報について、山口知事にお伺いいたします。

今回の演告の知事提案事項において、「唯一無二の地域が結集したのが佐賀県であり、佐賀県が艶やかで彩にあふれた所以であります。」といった発言が知事からありました。まさしく私がこれまで感じていたことと同じであると共感しました。

私のふるさと唐津・玄海地区においては、唐津焼や唐津くんちをはじめとする世界へ誇れる歴史、文化や、グランブルーに輝く海、棚田が広がる豊かな山などの美しい自然が広がっています。このように、各地域でふるさと佐賀の価値やすばらしさを認識している方が多くおられる一

方で、佐賀には何もなかと、まだまだ佐賀のすばらしさに気づいていない方も多くおられます。

知事提案事項の中で人口密度十六位とありましたが、そういうことも含めて佐賀県のことを県民の皆様にきちんと認識されていないことが多いと私は常々感じています。佐賀のよさをきちんと認識してもらえば、佐賀ほど住みやすい地域はないと私は思うのです。

議長に許可を受けましたので、このボードを見てください。（パネルを示す）これは「好きです！佐賀県」のPRポスターです。中央部に細かく書かれていますので、文章を読ませていただくと、「他県から羨ましがられるモノ・コトが『いつもの日常』に溶け込んでしまっている佐賀県は、紹介しようとする何を伝えればいいのかわからなくなるのが悩みどころ。」、佐賀を紹介する時ぜひ使ってほしい佐賀ネタ集めました。」と中央部に書いてあります。このポスターの佐賀ネタを少し紹介させてもらおうと思います。

皆様から見て左上、知事の演告にもありましたように「人口密度全国十六位」という文字が大きく躍って、とても暮らしやすい佐賀ですとPRがされています。また、右上には「そもそも東京は佐賀人がつくった！」のタイトルで、江藤新平、大木喬任、大隈重信、辰野金吾、曾禰達藏などの紹介があり、「社会基盤や首都のランドデザインを担ったのは佐賀人たちなんです。」とPRをされています。その下段には、「本日の質問項目にもなっております「日本文化発展の『はじまり』の地肥前名護屋城」が掲載され、その横には「佐賀県産だけで食べていける食の宝庫」と書かれています。また、その上には消防団の「日本一の強い絆が地域を守る！」というネタもあります。また、ここには「お

祝いやおもてなしが大好きっタイ！」ということも書かれて、様々な観点で佐賀のよさのネタがここに描かれております。それがこの紹介ポスターです。これはネットにも紹介されているので、私はこの「好きです！佐賀県」の佐賀ネタを県政報告会の場などで活用させていただいて、佐賀の魅力を伝えていきます。

知事も就任以来、県民の何もなかを払拭すべく、佐賀県のすばらしさを県民の皆さんに伝える広報を打ってこられました。そういった広報により、最近では佐賀がすばらしいと言ってくれる県民が私の周りでも少しずつ増えてきたと実感しています。特に「子育てし大県」が「な」どの若年層向けの事業を、県民だよりを中心に広報することによって、佐賀に住み続けたいとか、一回佐賀県を出てもまた戻ってきたいというような思いを抱いてもらうきっかけになるのではないかと思っています。こうした佐賀への誇りや愛着醸成は、短期間でできるものではなく、長期的に佐賀のすばらしさを広報し、県民にしっかりと浸透させていくことが重要と考えています。

そこで、佐賀県のすばらしさを伝え、県民の誇りを醸成していく広報について、山口知事の見解を伺いたいと思います。

次に、二項目めの県立大学についてお伺いをいたします。

本年七月、県立大学の設置場所を佐賀市の佐賀総合庁舎敷地内とすることが発表されました。設置場所の決定以降、県においては、設計業者の選定に係る公告など施設整備に向けた手続が現在行われております。

県と佐賀市の間では連携協定が締結され、大学設置により新たな人の流れが生まれることで、佐賀駅を中心とする南北軸、サンライズパークから佐賀城公園までの活性化につながると佐賀市も期待を持っていると

報道がなされています。県立大学の拠点となるキャンパスの設置場所は佐賀市であり、そのエリアが活性化するのは当然であります。私は佐賀市以外のエリアも活性化することが大切であり、それが県立大学であるゆえんだと思うのです。

その方策として、ベースキャンプを活用することが考えられます。県立大学においては、県全体を学びのフィールドとするとされており、県内各地で活動する学生のベースキャンプとなるような場所を複数確保することとされています。

そこで、今回の質問で、各市町をはじめ、企業や団体、ひいては県民に向けた、今後の県全体を学びのフィールドとする県立大学のベースキャンプのイメージをお伺いしたいと思っております。

県内各地にベースキャンプが設置されれば、ベースキャンプを拠点とした県立大学が活動する風景を目にすることになります。そうなれば、佐賀市以外の県民も県立大学を身近に感じることができると思われます。また、地元の小・中・高生と学生、教員が交流する機会の創出や、学生のフィールドワーク等の活動に伴う地域活性化などの効果も期待されると思います。それと、市町が課題としている遊休公共施設や遊休地、また、民間の空き店舗などをベースキャンプ用地として活用なども考えられますし、もちろん企業とのコラボも出てくると思います。

このようなことから、県全体を学びのフィールドとする県立大学のイメージを現時点から市町や関係者と共有することで、県立大学設置の効果が最大限に生かされると考えます。

そこで、県全体を学びのフィールドとすることの実現に向けて、例えば、市町と一緒になってベースキャンプの在り方を考えるなど、オール

佐賀で県立大学をつくっていくことが大切だと思いますが、平尾政策部長にお伺いをいたします。

次に、三項目めの唐津市沖の洋上風力の発電についてお伺いいたします。

唐津市沖の洋上風力発電の事業効果についてはもう御承知のとおりで、規模の大きな発電が可能であること、事業規模が数千億円に上り、部品点数も数万点となる視野の広い産業であること、開発海域の周辺地域において大きな経済効果が長期間にわたり継続することが見込まれ、さらに、風力発電設備の基礎部分が魚礁となることで漁業振興につながることも期待されている事業であります。

このようなことから、唐津市沖は洋上風力発電の適地とされており、県では唐津市沖の約百四十平方キロメートルを候補海域として「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律」に基づいて事業誘致の検討をこれまで進めてきました。

その間に、漁業者や商工会、地元住民などの説明会など、様々な取組を幾度となく重ねた結果、利害関係者である漁業関係者等から法定協議会の場で議論することについて同意が得られたことにより、本年七月に国に対し法定協議会の設置が要請されました。

関係者は、県が法定協議会の設置を要請したことで、法定協議会の中でこの事業の議論がこれから進んでいくと大いに期待を寄せ、私も九月二十七日の農林水産商工常任委員会において今後の展望について質問を行いました。その質問の最中に、「たった今、国が県の要請の『有望区域』の整理を見送った」との公表があったと答弁者からあり、そのときのやり取りは議事録に載っているとおりでございます。

その後の動きがありましたので紹介させていただきますが、十月二十三日、佐賀県と唐津市が国土交通省海事局と水産庁に出向き、国が「有望区域」に整理されなかった理由と今後の対応などについて意見交換が行われています。

また、十一月十二日から十四日まで秋田県能代市と秋田市に関係者による先進地視察の実施が行われております。

また、十一月十九日には唐津市議会の「風力発電等新エネルギーに係る特別委員会」が開かれていまして、そこで先ほども言いました佐賀県と唐津市が国土交通省海事局と水産庁に出向いたときの意見交換の内容について確認がなされております。また、そのときに山口佐賀県知事に対して洋上風力推進の要望書の提出を行うということも決定がなされております。

その会議を受けて、十二月二日にはさきの特別委員会が再度開催され、その場において佐賀県への要望書の内容が決定されたと、これは新聞報道にも取り上げられています。内容については、「唐津市の発展に寄与する重要な事業と捉えている」と明記がなされ、「速やかな懸案事項の解決に向けて取り組み、事業の推進を」などの五項目について内容項目が掲載されているとのことです。また、要望書はこの議会が終わった十二月中に知事のほうに要望書の提出がなされるとも聞いております。

また、この要望書は特別委員会の審議事項ですので、配付資料として傍聴者にも配布されておりますので、私も昨日この要望書を取り寄せ一読しました。もちろん県の担当者も詳細の確認は行っているものだと私は思っております。改めて、唐津市議会の特別委員会の洋上風力発電に対する強い思いを感じる要望書にもなっております。

このような動きがある中において、佐賀県は事業誘致による地域への経済効果に期待をしている地元唐津市の経済界や漁業関係者など多くの方々の誘致に対する熱が下がらないように、「有望区域」に整理されなかった諸課題を解決しながら、引き続き事業誘致に取り組むべきだと私は考えております。

そこで、次の三点について産業労働部長にお伺いいたします。

一点目です。「有望区域」に整理されなかった理由についてです。

さきも言いましたように、佐賀県は唐津市と共に国交省海事局と水産庁と意見交換を行い、そこで様々な情報共有がなされたということでございます。どのような理由で国は「有望区域」に整理をしなかったのか、まずこのことについて伺います。

二点目です。「有望区域」への整理に向けた課題についてです。

「有望な区域」への整理に向け、どのような課題があるのかをお伺いいたします。

三点目です。今後の取組についてです。

今後、県は、課題解決に向けどのような取組を行っていくのかお伺いいたします。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

最後の四項目めは「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの展望と広域的な展開についてです。

質問に入る前に、佐賀新聞創刊百四十周年記念特別展「桃山三都―京・大坂と肥前名護屋―」が明日から県立美術館で開催されます。「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの中心事業であった県立名護屋城博物館で復元し常設されている黄金の茶室が明日から県立美術館で見るこ

とができます。黄金の茶室のみならず、豪華けんらんな桃山文化の世界が堪能できるようでございます。この機会に「はじまりの名護屋城。」プロジェクトで復元をした黄金の茶室を多くの皆様方に見ていただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

県では、唐津・玄海エリアの産業や、地域資源の強みや特色、魅力を掘り起こし、磨き上げるために唐津プロジェクトを推進されております。その一つとして、令和二年度から名護屋城の歴史的価値を磨き上げて発信し、来訪、周遊を促す「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに取り組みれています。お城が地域のシンボルとして人々に親しまれ、愛され、地域の活性化につながっている事例は多くあります。

私は、昨年、全国のお城情報を発信する日本最大級のイベントの一つである大阪・お城フェスを視察しました。その際に、武将ファン、郭城ファンの多さと熱量を肌で感じ、お城が持っている地域資源としてのポテンシャルの大きさを改めて認識しました。

名護屋城は全国の名立たる武将が一堂に集結した、日本歴史上でも類のない部隊であり、また、茶道や能など、その後の伝統文化の発展にも大きな影響を与えた誇るべき場所であります。

県が「はじまりの名護屋城。」と銘打って、この名護屋城跡、陣跡に光を当て、この価値を磨き上げ、名護屋城大茶会の開催や陣跡周遊サインの整備など、その歴史やストーリーを生かした様々な取組を唐津市と共に進めていることに対し、非常にありがたく感じており、本プロジェクトを私としては大いに評価をしています。

その一方で、本プロジェクトで磨き上げられた様々なコンテンツを地

元が十分に生かし切れていないような感じもしています。私はプロジェクトに伴い、定期的に開催されている地元団体と県、唐津市との意見交換会にオブザーバーとして参加をし、意見を聞かせていただいています。その中でもまだまだ物足りなさを感じています。もともと地元が、この名護屋城を積極的に活用し、人を呼び込むことにつなげていかなければ、このプロジェクトが一過性のものになってしまうのではないかと危惧をしています。

また、この地域には波戸岬や呼子のイカ、七ツ釜など、すばらしい地域資源が数多くあります。私はこれをもっと有機的に活用すべきと思っております。

また、山口知事も、この沿線の周遊ルート・グランブルーと銘打って観光資源の創出に力をいただいております。そのため、こうした取組を一時的なもので終わらせないのはもちろんのこと、もっと広域的な視点で、自分たちの町は自分たちで輝かせる、そして人を呼び込むという意識を持ちながら、地域全体で発展させていく必要があると強く感じています。

そこで、次の三点について、文化観光局長にお伺いいたします。

一点目です。これまでの取組の総括についてです。

「はじまりの名護屋城。」プロジェクトは、今年度で五年目を迎えています。これまでの取組をどう評価しているのかお伺いいたします。

二点目です。プロジェクトの今後の展望についてです。

「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの今後についてどのような展望を持っているのかお伺いをいたします。

三点目です。広域的な展開についてです。

この唐津・玄海エリアの地域資源を生かした広域的な展開について、県はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

以上で四項目の質問を終わります。四項目について、執行部の御答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

◎山口知事 登壇 皆さんおはようございます。田中秀和議員の御質問にお答えします。

佐賀県のすばらしさを伝え、県民の誇りを醸成していく広報などについてお答えします。

「好きです！佐賀県」を紹介いただきました。全国から貼られたレッテルを信じていくのか。県民の皆様にも改めて佐賀県の真の顔を考えてほしかったからです。県民自身が最大の広報マンだからです。

私は十年前に佐賀県に移住してまいりました。外から見た目も分かりません。全国各地をよく知っています。その上で、佐賀ほどすばらしいところはなはずっと思いながら、県政に取り組んでいます。

しかしながら、佐賀県で生活されている方には、世界からうらやましがられるような「モノ」「コト」がいつもの日常に溶け込んでしまっており、普遍的ですばらしい価値に気づかずにいる県民も少なくないのではないかと感じています。

私は「何もなか」という言葉は、何もかもがなく、空虚という意味ではなく、単に都市的なものがないことを言っているのではないかと感じ始めています。特に都市部へ転出された佐賀出身の方の中には、当時の記憶にある佐賀のイメージや、一方的な世の中のレッテルを信じている方もおられます。内と外からの佐賀のイメージが相まって、ついつい「何もなか」と口に出してしまうことにつながっているのではないかと

思います。

私が最も恐れているのは、県民が自分のふるさとへの誇りを失う誇りの空洞化、心の過疎化です。自分たちの地域の悪口ばかり言っている地域で盛り上がりを見せている地域を私は知りません。

確かに、例えば桜島とか富士山とか、そういったような「佐賀県は〇〇」というような分かりやすいキーワードコンテンツははつきりしないと思います。しかし、一度佐賀に来られた方は、田中議員からお話があったように、県内至るところに輝くその彩りにほれて、佐賀のファンになる方が多い。実にリピーターの多い県です。

例えば、田中議員が挙げた唐津くんち、東京ではほとんど知られておりません。ただ、一度でも来ていただいた方は、豪華けんらんな曳山と豪快な曳子が織りなす熱気、そして唐津ならではの伝統文化、そして心意気あふれるおもてなしに、皆とりこになります。リピーターとなっていく方が実に多いお祭りです。

佐賀県の人口密度は十六位というお話もさせていただきました。岡山県や広島県や長崎県よりも人が過密な県です。ただ、その人口は県土全体に分散していて、人と人はつながっているという県だと思えます。佐賀県は、県内の各地域に連続と受け継がれてきたその土地ならではの文化、伝統、食、自然、祭りがあふれています。こうした古きよきものを大切にしながら、素材や技術をデザインし、成長させることで、地域が多面的に彩られて輝きを放っているのではないかと思います。

田中議員から御紹介いただいた、黄金の茶室も名護屋城を最大限にデザインして皆さんに伝えるにはということを考えて、文化庁の支援もい

今回、佐賀新聞の協力も得て、初めて佐賀市民ほか南部地域の皆さん方がどういう目であれを御覧になるのか。みんなで楽しむような、そんな雰囲気になればいいかと思えます。

そして一方で、SAGAアリーナに代表されるようなエンタメ空間ですとか、維新テラスなど佐賀駅周辺のような新しいまちづくり、波戸岬のキャンプ場とか、様々な新しいものも進んでおりまして、そうした新たなものが加わって大きなうねり、人の動きも変わってきているようにも感じます。

最近では、未来を担う高校生などの若者たちは、地元が好き、佐賀は心地いい、将来も佐賀に暮らしたい、地元に貢献したいという声が多く上がっています。私は十年後、二十年後、こうした若者たちが躍動する新しい佐賀県が実に楽しみなのです。

今後も、唯一無二の地域が結集したあでやかで彩りにあふれた佐賀県を様々な角度から世界に向けて発信、広報することによって、佐賀に住み続けたい、輝く佐賀にまた帰ってきたいという、さらなる県民のふるさとへの誇り醸成につなげていきたいと考えています。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、県立大学についてお答えいたします。県立大学は、県全体が学びのフィールドだと考えております。市長会、町村会、経済五団体からも強い要望をいただいております。佐賀市のキャンパスに閉じ籠もることなく、県内各地でのフィールドワークに重点を置く教育を展開したいというふうに考えております。県立大学における教育や地域活動の効果が県内各地に広く行き渡るようにしたいと考えております。

学生がフィールドワークに出た際に、学生同士で議論をしたり、現場

や地域の方々と語り合えるベースキャンピングを県内各地に設けたいと考えております。

ベースキャンピングの在り方でございますけれども、市町と一緒に考えていきたいというふうに思います。市町によつては既存の施設、例えば、住民が普通に集まるリースペースなどの活用であったり、町なかの交流施設の活用も考えられます。あるいは、空き店舗や学校などの公共施設の一部を活用することも考えられます。

ベースキャンピングもハードありきではないと考えております。地域の皆さんとの交流やフィールドワークでの学びを行うに当たり、学生にとつてどのような場所がいいのか、そしてそれを市町もどのように生かしているのか、こういった視点が重要だと思います。市町とのキャッチボールを密に行いながら、それぞれの市町に応じたスタイルにしていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

◎井手産業労働部長 登壇 Ⅱ私からは、唐津市沖の洋上風力発電について答弁いたします。

まず、「有望区域」に整理されなかった理由についてですが、今年九月二十七日、国は再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向け、「有望な区域」等にするかどうかの判断結果を公表しました。

唐津市沖については二つの省庁、国土交通省海事局と水産庁からの留保意見を受け、第三者委員会による意見聴取の結果、「有望区域」の要件を満たしていないと判断されました。

国土交通省の海事局からは、候補海域は航路を塞ぐ形で検討されており、当該航路を航行する船舶への配慮が全くされていないように見受け

られるため、「有望な区域」への整理は留保されたいとの理由が示されております。

また、水産庁からは、県内外から反対署名や要望等もあることを踏まえ、ほかにも利害関係者となり得る者が存在する可能性があることから、そのような漁業者に対し丁寧な説明や調整を行う必要があるためとの理由が示されました。

次に、「有望区域」への整理に向けた課題については、まず、国土交通省海事局の意見につきましては、そもそも洋上風力発電区域での船舶の安全航行に関する具体的ルールが存在しておりません。よつて、県としては、まさにこうしたことを次のステップに進み、立ち上げた法定協議会の場で、国土交通省海事局や航路事業者など関係者も入った上で協議されるべきものと考えておりました。このことを地元の船舶運航事業者や海運事業者の全国団体に説明してきましたが、全国団体には十分に理解していただけなかったと考えております。

水産庁の意見につきましては、ほかにも利害関係者となり得る者が存在する可能性があるとの曖昧なものであり、まずは水産庁が求める説明、調整の対象範囲や内容を整理する必要があると考えております。

次に、今後の取組についてですが、国からの留保意見を受け、十月二十三日に資源エネルギー庁を訪問し、同庁の同席の下、国土交通省海事局及び水産庁と今後の対応方針について意見交換を行いました。

海事局からは、自分たちも同席した上で、海運団体への説明会を実施するよう提案されております。県としては、説明会を行う方向で調整を進めております。

また、水産庁からは、県内外の漁業者の意見を聴取し、法定協議会で

の議論に反映する仕組みが必要との意見が示されています。これを受け、県内の漁業者との調整を行うとともに、県外の漁業者の意見も聴取し、その意見を法定協議会の議論に反映する仕組みについて、水産庁と協議していきたいと考えております。

なお、今回、国から留保意見は出されたものの、一步踏み出したことで課題も明確になりました。次回要請は例年どおりであれば来年五月頃となりませんが、それまでに次のステップに進めるよう、唐津市とも連携しながら課題解決に力を尽くします。

私からは以上です。

◎橋口文化・観光局長 登壇Ⅱ私からは、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの展望と広域的な展開についてお答えいたします。

まず最初に、これまでの取組の総括についてでございます。

先ほど議員からも御紹介ございましたけれども、この名護屋城ということに関して改めて私からも紹介いたしますと、この名護屋城は桃山時代の天下人、豊臣秀吉が築かせた、当時としては大坂城に次ぐ規模を誇る巨大な城でございました。

この地には、徳川家康や前田利家、伊達政宗など全国から百五十以上の戦国武将が集結し、一説によると、総勢人口二十万人を超える世界最大級の巨大都市が出現したとされております。

この地での武将たちとの交流が、茶の湯、能、狂言をはじめとする日本の伝統文化が、その後大いに発展していくきっかけとなっております。まさに始まりの地としての大きな価値を有しているところでございます。

このことから、本プロジェクトは「はじまりの名護屋城。」と銘打ちまして、名護屋城の歴史と文化が持つ本質的な価値に光を当て、歴史

フアンのみならず、多くの人々を呼び込む文化ツーリズムの創出を目的に、令和二年度から取り組んでいるところでございます。

これまで、お城EXPO、お城フェスといったコンベンションの場などでの情報発信を行い、また大人気歴史シミュレーションゲームとコラボした陣跡周遊サインの整備、黄金の茶室、草庵茶室の復元及びこれらを活用した体験プログラムの開発、名護屋城大茶会の開催などに取り組んでまいりました。

こうした取組は、地元唐津市とも連携しまして、一緒になって進めているところでございます。例えば、唐津市では、周辺散策マップの制作や城跡を巡る謎解きイベントなどを手がけていただいております。

これらの事業の評価でございますが、今年三月、第三回名護屋城大茶会を開催しておりますが、この来場者が約五千八百人、うち九割を超える方々から満足との声をいただいております。名護屋城博物館の来館者数も、プロジェクト開始以降、増加が続いているところであります。

さらに、陣跡周遊サインを巡るスタンプラリーイベントというものをやっておりますが、これも計一万を超えるスタンプが押されているなど、人気を博しているところであります。

このことから、名護屋城が持つ唯一無二の価値やストーリーが浸透し、誘客効果として現れてきているものと認識をしております。次に、プロジェクトの今後の展望についてでございます。

今後の目指す姿としては、これまで磨き上げてきた様々なコンテンツの活用をさらに進め、エリア全体を楽しめるような文化ツーリズムとして地域に定着させていく、まさにそのような段階に来ているものと捉えているところであります。



あわせて、本プロジェクトを進めるに当たっては、地域との連携をこれまで以上に大切なこととして捉えていきたいと考えております。

議員からも御指摘のとおり、地元関係団体と県、唐津市との間では意見交換会を定期的に開催してまいりました。これらの回を重ね、また、プロジェクトが進行していくにつれ、地元の盛り上がりというものも少しずつではありますけれども、感じ取っているところでありまして、我が地域の宝である名護屋城跡並びに陣跡をどう生かしていくのか、自分たちにできることは何かといったアイデアや夢を語り合う場となりつつあります。こうした地域の力を生かしながら、地域とともにプロジェクトを前に進めていきたいと考えておるところであります。

メインコンテンツである名護屋城大茶会は、地元高校生にも参画をいただいたり、また、お茶会ではありませんけれども、例えば、能といった名護屋城ゆかりのものを取り入れるなど、年々地域に密着したものとなつてきております。

このように、地域恒例の地域になくはならない行事として長く続けていくためにも、引き続き名護屋らしさにはこだわっていききたいと思っております。

また現在、整備に向けた調査を行っている前田利家陣跡についても、地域の声を大切にしながら、地域の誇りとなるよう、活用を見据えた整備を検討していく所存です。

繰り返しになりますが、名護屋エリアの未来を思う地域の方々と引き続き意見を交わしながら、特別史跡である名護屋城跡並びに陣跡が地域資源としてさらに光り輝き、花開くよう前に進めてまいります。

続きましては、広域的な展開についてのお尋ねでございます。

これも先ほど申し上げたとおり、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトは、文化ツーリズムを見据えた事業展開を図っております。その意味において、唐津・玄海エリアの地域資源と結びつけていくことは、名護屋城の価値をさらに高めるとともに、エリアとしての新たな価値づけにも資するものであります。

もとより近くには、これも議員から御案内がありましたとおり、波戸岬、呼子、七ツ釜といった観光資源にあふれております。このような中、昨年、国道二〇四号唐房バイパス、いわゆるルート・グランブールの開通により、これら観光資源を——これは名護屋城も当然含まれますけれども——包含するようなブランディングができる大きなチャンスと捉えております。

したがいまして、ルート・グランブルーに沿ったサイクルツーリズムの展開など、横串を通す取組や相互の情報発信を通じ、エリアとしての文化観光の魅力をさらに高めてまいります。

もちろん、こうした取組に際しましては、先ほど御紹介しましたとおり、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトと同様、地域に暮らす方々との協業の視点は欠かせないと捉えております。地域の力を生かす観光面でのソリューションとしては、「佐賀型観光プロダクツ創出事業」を令和五年度から実施しているところでありまして、これは地域資源を磨き上げ、佐賀ならではの「本物」の創出に積極的に取り組む地域や民間事業者を支援するものであります。

こうした施策を交えながら、ルート・グランブルーと「はじまりの名護屋城。」プロジェクトをてことして、唐津・玄海エリアが持つ本質的な価値の輝きに気づき、エリアならではの強みを生かし、それを際立た

せていく、こうした好循環を生み出す観光地域づくりをエリア全体で地域の方々と一緒になって進めていく所存です。

以上、御答弁申し上げます。

◎田中秀和君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

るる御答弁ありがとうございます。まず、佐賀県のすばらしさを伝え、県民の誇りを醸成していく広報について、山口知事に再質問をさせていただきます。

唐津くんちのお話もありがとうございました。本当に唐津の宝でありますけれども、それを唐津の人々は大変愛しているということの中で、それに増して、知事も唐津くんちを大変愛して、様々なところで、またその思いで唐津をPRしていただいていることに対しましても感謝を申し上げます。

知事は十年前に移住してこられたということを言われていますけれども、本当に佐賀を愛して、佐賀県を多くの人に愛していただきたい、そういう思いでこれまで様々な取組をされてきたんだということを含今の答弁でも分かりましたし、様々な県民との出会いの中で話されているのを後ろから見ている、いつもそういったことを感じているのはお世辞ではなく、本当にこの場でも伝えさせていただきたいなど、そういう思いが事業展開につながっている面もあるのかなと思っております。

本当に佐賀県が持つ強み、様々な取組を広報して、県民の皆様に満足度が高まっていく、心の空洞と心の過疎化ということも言われましたけれども、本当にそういったところが取れて、県民一人一人が県の広報マンとなって、全国各地でこの唐津のよさを発信し、そして、そういった心が親から子供たちにつながっていけば、子供たちが佐賀を愛し、そし

て、佐賀でどう生き抜くのか、そして、一旦都会に出ても、その子供たちがどうやってまた佐賀を発信し、佐賀に最終的に戻るといふ選択肢も出てくるのか、そういったことをやはり醸成していくというのがこの広報の中にもある一つの原点ではないかなと思って聞かせていただきました。

また、昨日の一ノ瀬議員の質問の「さがすたいる」の中で、広報認知度調査の答弁もあっております。まさに子育て政策、そして、移住政策、また、様々な事業を展開されていますけれども、そういった事業の中にもそういった心が入って事業展開がなされていくということになれば、私はやはり移住と定住は表裏一体の政策であり、そして、移住は今まで移住支援室だったですかね、そういったところの下に様々な横串が刺されて、もちろん、その上の会議が副知事をトップにあつたと思うんですけれども、そういったものが今は産業労働部の中で横串を刺しながら、様々な施策の展開になっているということを考えて、今回の知事の演告の結びのところを少しまた紹介させてもらおうですけれども、人口バランス、「人のネットワーク」という理想的な佐賀県の土壌の上に県立大学、SSP構想など様々な「人への投資」という種をまき、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を進めるということが最後にこれも書かれておりました。

そういったことから考えれば、そこをまたひととけば、また今の答弁そして、昨日の一ノ瀬議員への答弁等を聞いて私なりに考えたのは、佐賀県が人を大切にしたい、佐賀に住んでみたい、佐賀に住み続けたいという、その種というのは、定住政策の種をまくんじゃないかなと勝手に私考えさせていただいて、その種を人への投資という精神の下に、様々な事業展開に横串を刺しながら、また、そういった精神を入れながら、今

後もその重要展開をなされていく、それを今言った広報によって県民に一人一人分かりやすく事業を説明し、その満足度を高めていくというところが、今、知事がやられていることじゃないのかなというふうに勝手に想像させてもらったんですけれども。

現実はこの質問を組み立てるときに、正直、「どの課で知事という話ができるの」ということの中から始めたんですけれども、最終的にはまず広報というところからいってみようかなという話の中で組み立ててもらったのも、正直、聞き取りの中で分かっておられる方はあるんですけれども、やはり知事の思い、そして、その事業の思いというのは語らなければ分からないですね。そして、その事業を展開し、その効果をしつかり広報しなければ、そして、県民一人一人に伝えなければ、私はやはり事業というのは達成していかない。そういった意味では、やはり知事の思い、事業の思い、そしてその成果、そしてをしつかりと予算を県民に伝え、先ほど来ありますように、県民の満足度を高めて県民が広報マンになっていただく、こういったことの展開をいま一度、知事に見解をいただければありがたいなと思っています。

また、県立大学、これは本当に県立大学建学の精神に基づいて、県内全体を巻き込んだ、そういうことをしていただきたいという意味では、佐賀県全体が学びのフィールド、ベースキャンピングということが一番市町、そして、県民にも分かりやすい展開になると思いますので、これは時間を置くことなく、早急に様々な方を巻き込んで、オール佐賀での推進に向けて、建設に向けて頑張っていたいただきたいという思いでありますので、そのことについては要望にとどめさせていただきます。

また、唐津市沖の洋上風力発電についてですけれども、るる説明して

いただきました。これは本当に圏域外の方々とどうやってそれを理解していただくかということが大変大きな課題だということも分かっておりますし、また、そのことについてしっかりとこれから取り組むというところでございました。旅客船関係では二社、そして、海運団体では四協会、そして、漁業関係者でも県外で二組合、様々な説明をしなければ多分理解はいただけないと思いますので、早急にこれも、先ほど五月頃という話も出ておりました。ぜひともそれに向けて、一丸となって取り組んでいただきますことをお願いいたします。

また、「はじまりの名護屋城。」については、文化ツーリズムということをはっきりまた打ち出させていただきました。活用を組み立てていただいて、観光資源を商品に生まれ変わらせていくことを、やはり地元と成功事例をつくり上げていかなければ、民間というのはそこが難しいんですね。ですから、様々な補助、創出事業もあるということですので、そういったものを使っていたら、地域の方はやりたいという声もあるんですけれども、やり方が分からない、もちろん原資もありません。そういったものを丁寧に一緒に組んでいただければ、活用のすばらしい商品化ができる文化ツーリズムに発展していくと思いますので、そのことについては御答弁いただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上二点について、再質問とさせていただきます。

◎山口知事 登壇Ⅱ田中議員の再質問にお答えします。

田中議員から山口県政について、様々なお話がありました。山口県政の本質を分かっていたら、本当にありがとうございます。励みになります。田中議員からは、唐津のことを中心に様々な御意見を賜ること

が多いわけですが、今後とも叱咤激励をいただきたいというふうに思います。

その上で、私は、県庁組織というのはオーケストラのようなものだと思います。様々なパートパーツがあるわけですが、この横串を刺していく、みんなが一つのすばらしい楽曲をつくっていくということに向けて気持ちに合わせていくというのがとても大切だと思っています。なので、いわゆる政策部というのは横串部みたいなもので、広報もそうですし、「さがデザイン」という部署だったり、こういったところは全ての部が同じ思いの中で方向性を持ってやっていくようにという気持ちを含めてつくられた部なんです。ですので、そういった政策部が機能するということが大事ですが、そこにプラスして、オーケストラが音楽を奏でているだけではなくて、一緒になって楽しんだり、意見を言ったりする県民の皆様方がそこにいる、そして、さらにいい音楽になるようにみんなで作っていくということ。これをやるためには人を基軸とした県政というのはとても大事で、人に対する投資というものがとても大切になるものだというふうに思っています。これがしつかりと全体としてすばらしい音楽会というものができるとしたならば、佐賀県の将来はさらに明るくなるものだと考えております。

◎橋口文化・観光局長 登壇 田中議員の再質問にお答えいたします。

お尋ねの趣旨は、地元としても文化・観光振興にどう取り組めばいいか分からないので伴走してほしい、そういう御趣旨だったかと捉えております。

先ほど御答弁いたしましたのが、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに当たりましては、意見交換会というのを定期的に行っております。

た。私も、これはたまたまではございますけれども、プロジェクトの最初から関わっておりますものですから、第一回目の意見交換会にも出席をし、さらに最近の意見交換会にも出席をしたところであります。最初のときは本当に何というんですか、お互いに何を言っているんだろうと、ちよつと腹の探り合いみたいなことがあって、会の進行にも結構苦労していたんですけれども、それは回を重ねることによって同じ方向を向けてきているのかなと、パートナーとしてお互い認識ができてきているかなと、そういう気持ちに――少なくとも私自身はそういうふうに感じるところでございます。

そういう意味においては、どうしてもこういう取組は時間がかかるものでございます。先ほど「佐賀型観光プロダクツ創出事業」を御紹介いただきましたけれども、これは補助金を執行するという立場だけで採択するのかもしれないかと、そういう立場にこれまでではもしかしたら立ってきたのかもしれないかと、そもそもその手前側のところから同じ方向に向いて、共通の課題は何ですかということコンサルティングするというのも、またこれもおがましく、やはりパートナーとして同じ課題に向き合っていく、そういう関係づくりを、これは時間がかかるかもしれませんけれども、一方ではスピード感を持って地域の課題を、我々としても地元と一緒にやっていいものをつくり上げたいという思いは一緒かと思しますので、伴走、一緒に取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

◎石倉秀郷君（拍手） 登壇 〓おはようございます。登壇の許可をいただきました自由民主党の石倉でございます。

知事をはじめ、執行部の皆さん方に質問をさせていただきまますけれども、まずは「SAGA2024」国スポ・全障スポでは、天皇皇后両陛下をはじめ皇族の方々に御来県をいただいたことは、八十万県民にとって大変喜ばしいことであり、誇りに思うところであります。特に知事をはじめ県庁職員の皆様方や選手、サガンティア、二十市町、関係団体、そして、先ほど申しました八十万県民の皆さんのおもてなしの心が全国に知れ渡ったんじゃないかと大変感動をし、知事にも感謝を申し上げる次第でございます。

知事の評価等についてはそれぞれの議員さんからも話はあっておりますが、私の山口祥義知事の評価は大変向上をしておると。やっぱり首長はこのぐらいなからんばいかぬと。頑固さも時には必要だ。上を向いて物を言わんばいかぬ。それが一昨日でしたか、国会議員のありようについての話の中で、一票の格差も大事だけれども、人口による配分は地方にとってマイナスだと。これはそのごとくですよ。人口もですけども、面積割も考えてくれんという、将来的には地方から国会議員はいなくなる、地方の声が届かない。恐らく一億二千万人おられますけれども、八千万人ぐらいの国民の皆さん方は恐らく地方だと思います。

そういうところにつきましては、ぜひ山口知事、しっかりと九州知事会ないし全国知事会で、国会議員さんはなかなか言いにくかと思えますから、どしどし意見を出していただいて基本的な政治の根本をつくるべく提言をしていただきますことを私のほうからお願いをしますし、今後とも県政運営に当たっては、思いの丈で二元代表制をそれなりに熟知しながら頑張っていたくことをお願いするところであります。

それでは、質問に入ります。

いつもの地図でございますけれども、（パネルを示す）知事、高橋排水機場が今年十一トン増設になっております。広田川が五トン、下瀨が三トン、今年で十九トン増設になっております。本部長、ここが六角川ですよ、なかなか分かんけん。六角川です。

それで、一番大事なのは、内水氾濫はポンプの増設によって解消はされるもの、外水氾濫、六角川の堤防の崩壊が起きたら、甚大な被害が出てくると。そして、なおかつ今日までは国交省によって河道掘削やプールをつくることによって四百億円近くの金を投下して水位を下げるための工事をしていただいております。それが新橋、これは北方の新橋でありますけれども、ここが基準でハイウォーターレベルといって一番水が上がる場所、これから八センチ下がると。まだ現在は令和三年に災害が起きて、その後はあっておりませんから、これはまだ未知数です。そういう状況にこの六角川というのはあります。

だから、メカニズムとすれば、水害を防ぐこともできるし、水害を起こすこともできる。その一番要因となるのが調整池です。もともとはここは県河川でありました。しかし、この大坪石材の採掘場跡地を調整池にすることによって、ここは四百万立米の水を貯水することができます。そのためにはこの一部を国の河川として認めてもらわんという、県では非常に負担が困難だということ、この一部を国の、ここが分岐点ですけれども、もともとのところからここまでは大坪石材の調整池までは県の管理です、この上流部は国の管理で、ここに導水路をつけて排水路をつくって、そして、ここで調整をやると。この工事がまだできておりません。

そこで、武雄河川事務所の寺尾所長も一生懸命努力して、九州整備局、

河川局にもお願いをし、陣内先生、足立先生、額に汗して頑張っていた  
だいております。知事も要望活動等には必ず六角川上流部の調整池につ  
いては早期完成を目指してくれという要望をさせていただいておるとい  
うことは私も聞いておりますが、さらに、いつ起きてもおかしくない状況  
ですので、今日は改めて治水対策についてお願いをし、県土整備部長と  
知事に答弁を求めたいと思います。

近年、全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化し、県内でも平成三十年  
から四年連続で大雨特別警報が発表され、各地で浸水被害が発生してお  
ります。また、県内だけでなく、広範囲に浸水被害や土砂災害が発生し、  
大規模な被害が令和元年、令和三年と起こっております。これらの災害  
を契機に、六角川地域には、国、県による浸水対策の取組として、河道  
掘削や排水機場のポンプ能力の増強などが行われております。

このポンプの増強により、内水氾濫が起きにくくなることは期待をし  
ておりますが、一方で、全国各地で雨が異常な降り方になっており、ポ  
ンプの排水先となる六角川本川の流下能力が足りるのかどうかが大変疑  
問でございます。

現在、六角川の上流部では、国による六角川洪水調整池の事業をされ  
ておりますが、この調整池は六角川本川の水位を下げる治水対策として  
効果を発揮する重要な施設と考えております。

近年の気候変動の影響により全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化して  
いる中で、六角川流域の浸水被害の軽減を図るためには、六角川洪水調  
整池の一日も早い完成が望まれます。

そこで、六角川における治水対策の取組状況についてお尋ねをいたし  
ます。

六角川下流においては、六角川本川の整備が国により進められている  
ほか、県も浸水被害を少しでも減らすための取組を進められているとこ  
ろであります。現在の取組状況はどうなっているのか、横尾県土整備  
部長にお聞きをいたします。

二点目は、六角川流域における治水対策の推進についてであります。  
六角川洪水調整池の一日も早い完成も含め、六角川流域における治水  
対策の推進に対する知事の思いをお伺いいたします。

二点目は、九州佐賀国際空港の滑走路延長及び平行誘導路整備につ  
いてお尋ねをいたします。

昨日、藤木議員並びに青木議員のほうからも質問がございました  
が、ダブる点もございました。ようけれども、答えをしっかりと出してい  
なければなりません。

県は、今年の二月に「佐賀空港がめざす将来像二〇二四」を策定し、  
その中で滑走路については、二〇三三年度までに現在の二千メートルか  
ら二千五百メートルに延長するとされております。

また、平行誘導路整備については、令和六年十一月十三日の知事と中  
谷防衛大臣との面談の際、平行誘導路整備と滑走路延長の工事を同時に  
進めるべきと知事から提案がなされ、中谷防衛大臣からは「全面的に協  
力する」と返事があつたと新聞報道等がなされたところであります。

来年七月からは、オスプレイ十七機と目達原駐屯地のヘリ五十機の移  
駐が始まり、佐賀空港での民間航空機の運航に加え、一日六十回、年間  
一万七千回の訓練が開始されることを考えると、平行誘導路の整備が喫  
緊の課題だと私は考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

滑走路延長の費用負担についてお尋ねをいたします。

滑走路延長の事業費及び県の負担額はどのようになっていっているのか、引馬地域交流部長にお尋ねをいたします。

次に二点目は、平行誘導路整備の費用負担についてお聞きをいたします。

平行誘導路は、自衛隊が国防や災害対応、救急救援活動などに使用することになっております。今後、詳細について検討を進められていくと思いますが、平行誘導路には多額の予算が必要になると考えております。県は、防衛省を含めた国に対して、二分の一、またはそれ以上の負担を求めていくべきだと思いますが、県の考えをお聞きしたい。

ここで、私見ではございますけれども、滑走路延長は五百メートルで今現在八十億円から百二十億円というふう聞いております。そこで、百二十億円を基本として、平行誘導路二千五百メートル、進入路が大体四カ所ぐらいで百メートルで四百メートル、トータルで二千九百メートル、これを五百メートルで割ると五・八の係数が出ます。滑走路の幅が平行誘導路は二十三メートル、滑走路は四十五メートル、これで係数が〇・五一二、舗装は、私の私見ですけども、三分の二ぐらいにしたときに、これが〇・六六七、これを掛けると二百三十七億円という数字が出てきます。これはあくまで私の私見ですから、ただ、遠からずかかる。軟弱地盤の改良は入っておりませんから、まだ工事費は上がるのではないかとこのように思います。

特にそこを考えたときに、佐賀空港民間利用の回数が七千三百五十八回、自衛隊が一万七千回、この率を出してみますと、民間航空が三〇%、自衛隊が約七〇%、こういう数字が出てきます。だから、これが妥当な

のか妥当でないのかという前に、少なくとも来年七月、六月いっぱいには防衛省とそれ相応の協議をするのか、国交省とも協議をするのか、そこは引馬地域交流部長の腕にかかっておるんじゃないかと。あくまでも私見ですから、そのことを申し上げて、答弁をいただければ大変ありがたいと思います。

私も、中谷防衛大臣には副議長時代に、小野寺、そして稲田大臣には議長時代にしっかりとお願いはしておりますので、実のあるところを知事はじめ執行部の皆さん方で協議をしていただきたいというふうに思います。

三点目は、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてお尋ねをいたします。

佐賀空港の自衛隊使用要請については、昨年六月に駐屯地の工事が始まり、現在、工事は順調に進捗し、来年六月中にはオスプレイの移駐に必要な施設の工事が完了する予定と聞いております。工事完了後は駐屯地が開設され、木更津駐屯地に暫定配備されている陸上自衛隊オスプレイ十七機が移駐されることとなります。

防衛省からの要請当初は、オスプレイ十七機の配備や目達原駐屯地のヘリ五十機の移駐に加え、米海兵隊の利用についても要請がなされております。県民から米軍の利用に対する不安の声が寄せられたと承知しており、米海兵隊の利用については平成二十七年十月に当時の中谷防衛大臣が佐賀を訪問され、計画の全体像、将来像を説明される中で、米海兵隊の利用要請を取り下げる旨の発言をされたところであります。これについては、県執行部、山口知事をはじめ、相当の覚悟で中谷大臣に意見書を提出されたというふうに私も聞いておりますし、そのことが米海兵隊

の取り下げになったというふうに思っております。駐屯地開設まで残り一年を切った今だからこそ、米軍の空港利用などについて改めて確認をしておく必要があると考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

米軍の佐賀空港利用についてです。

平成二十七年十月に当時の中谷防衛大臣が来県され、米海兵隊の利用要請を取り下げられておりますが、米軍が佐賀空港を利用することはないので、お伺いいたします。

私も議長時代に平成二十九年七月、稲田防衛大臣を訪問し、これは東京です。防衛省です。平成三十年八月、小野寺防衛大臣と面談、これは議長室です。このときにも知事との思いを共有しながら、大臣に米海兵隊の使用についてはまかりならんということで申し入れをしたことを今でも鮮明に覚えております。答弁のほどよろしくお願いいたします。

二点目は、防衛省が支払う着陸料についてお尋ねをいたします。

平成三十年八月、山口知事と当時の小野寺防衛大臣との間で合意事項の確認がなされ、その中で民間空港として建設された佐賀空港の自衛隊機が使用する応分の負担として、防衛省が着陸料として年五億円を二十年、合計百億円支払うということに合意されております。その合意から六年以上が経過し、急激に物価が上昇するなど、当時の状況が大きく変化しており、防衛省との着陸料の増額について協議すべきと考えますが、県の考えをお聞きしたい。あくまで状況の変化があった場合についてどうするのか。やっぱり面の皮厚く言わんと、じっとしとったらかなかなかやり込まれてしまうですよ。いかんときは私ば連れていってください。そのくらいぐらい大変だよ。漁民の皆さん方や生活者の皆さん方、苦渋

の選択だから、金に代えられんけれども、金は必要だよ。ぜひお願いします。

四番目、県立大学についてお聞きをいたします。

県立大学の開学に向けて、今年九月には県内の経済五団体から緊急要望書が提出されております。地元事業との連携・協力に基づく県立大学の早期開学や地域活性化の推進が記されるなど、県立大学に関する経済界からの期待は大きいと感じております。

既に県立大学に興味、関心のある企業や団体を協力事業所として募集しており、百六十を超える企業の登録をいただいていると聞いております。それぞれの事業所ごとに、県立大学への具体的な協力内容は異なると思われませんが、経済界の県立大学への期待を具体的な協力の姿に変えて、目に見える形にする努力を続けてもらいたいと思います。

さきの九月議会では、県立大学の開学時期は令和十一年四月を目標としていると説明がありました。大学の設置認可申請は開学の一年半前である令和九年十月に行うことが必要になると聞いております。佐賀県が初めて創設する大学であることからすれば、開学までそれほど時間がないうということが言われます。

入学定員、カリキュラム、入試制度などの検討を早急に進め、県立大学の具体的な姿を県民の前に提示することが必要であります。さらには、大学を運営するための体制づくりについても急がなければなりません。

また、県立大学の設計業務については、九月議会で債務負担行為の議決がされ、十月末には既に公告がなされております。年度内にも受託事業者を決定すると聞いておりますが、受託事業者の決定後は具体的な設計の作業に入っていくこととなりますが、その後は建設も控えている。



予定どおりの開学を迎えられるように着実にスケジュール管理を行う必要があります。

そこで、県立大学の教育内容、運営体制、建設など、今後のスケジュール、来年度の当初予算のイメージについてどのように考えておられるのか、現時点での方向性を平尾政策部長にお尋ねして、一回目の質問を終わります。大変ありがとうございました。（拍手）しっかりと答弁をよろしく願います。

◎山口知事 登壇 石倉秀郷議員の御質問にお答えします。

まず、六角川流域における治水対策についてお答えします。

近年、気候変動により地球規模で豪雨災害が激甚化、頻発化しています。令和元年佐賀豪雨、令和三年八月豪雨においては、六角川流域で甚大な被害が発生しました。

気象条件がこれまでと全く違うものに変化しています。幸いにして、今年には県内において大きな被害は今日までなかったわけですが、同じような豪雨が毎年どこでも起こり得る前提で災害に備える必要があると思っています。石倉議員からは、令和三年以降は起きていないが、これからは未知数だとお話がありました。そうした意識を常に持つておくことが大切だと思います。

豪雨災害の激甚化、頻発化に対する備えとして、我々は佐賀県内水対策プロジェクトとして「プロジェクトIF」を立ち上げています。国、県、市町、関係者が力を合わせて、できることから順次取組を実施していきます。

また、近年、気候変動によって水害のリスクは高まる方向です。IFの取組としては、常にローリングをしながら、アップデートして取り組

まなければいけないと考えています。

これまでに短期の取組として、監視カメラの設置や河川のしゅんせつなどを実施しています。中長期の取組としては、河川整備ですとか、ダム、クリークの事前放流による貯留機能の強化などを実施してきております。六角川流域の取組としては、焼米ため池の事前放流施設を整備したり、下瀉の排水ポンプ場を増設したり、そして、今年度中の完成に向けては広田川のポンプ場の整備などを実施しています。

さらに議員からお話があったように、六角川上流では六角川洪水調整池の事業を国が実施中であります。このような調整池があることは、武雄市や六角川の下流にあります大町町、江北町、白石町など地域住民にとって頼もしく、安心できる施設だと思います。私も治水効果が極めて高いと思っております。早期整備に期待しています。上流部に調整池があるということは、そもそもの流量が減るということでもありますし、ポンプの機能がしっかりと担保できるということですから力強く思っています。

今年十一月にも国土交通省や財務省に対して、六角川の治水対策を推進するための政策提案も実施しました。今後も時期を捉まえて、県議会や地元の皆さんと協力しながら、六角川洪水調整池の早期整備も含めて、引き続き国に対し、強く働きかけを行っていききたいと思えます。

六角川洪水調整池への対応など、詳細につきましては担当部長から補足させます。

続きまして、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応で米軍の佐賀空港利用についてお答えします。

私は、当初の要請から様々な県民の声を伺う中で、米海兵隊の佐賀空

港の利用要請、この問題が一つのポイントになると考えました。防衛省に計画の全体像、将来像の明確化を要請しました。そうした結果、防衛省のトップであります防衛大臣が――中谷防衛大臣ですが、米海兵隊の佐賀空港の利用要請は取り下げますと話されました。この意味は大変重いと考えています。

また、令和四年の八月から九月にかけて開催された防衛省による有明海漁協の六支所説明会においても、九州防衛局長が米軍の常駐計画はないことを説明、約束し、さらに佐賀駐屯地には米軍の常駐計画はないと文書でも回答がありました。

さらに、先月の十三日には私が中谷防衛大臣を訪問したときに改めて申し上げました。九年前に大臣が来県され、米海兵隊の利用要請の取り下げ、民間空港としての発展、漁業者に影響を及ぼさないことを確認できたことが、その後の県の判断、漁協の判断、駐屯地整備へと至る道のりの原点となっております。特に米海兵隊の利用要請の取り下げについては、この経緯をこれからもぜひよく考えてほしい旨を要請させていただきました。

私としては、佐賀空港が米軍基地化する、あるいは米軍が恒常的に佐賀空港を使用することはないものと考えています。また、それ以外の訓練利用などにつきましては、日米地位協定がある中ではありませんが、私は、そして、佐賀県は厳しく対応するということをかねてから申し上げております。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、大きく二項目についてお答えいたします。

まず、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応のうち、防衛省が支払う着

陸料についてでございます。

佐賀空港の自衛隊使用要請に関しましては、平成三十年八月に知事と当時の小野寺防衛大臣との間で、民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊が使用する応分の負担として着陸料を合計百億円、年五億円を二十年間支払うということを合意しております。この百億円については、何らかのルールに基づいて細かく積み上げたものではございません。有明海の再生を図るためには、防衛省の事業予算ではスキームをなかなかつくりづらかったため、有明海漁業の振興などのための基金を県が創設し、その財源として防衛省が着陸料を支払う形で合意をしたものでございます。このように、着陸料につきましては既に防衛省と合意をしております。現状においては、さらなる増額の交渉は難しいと考えております。なお、着陸料は二十年間という期間で合意をしております。その後のことは改めて防衛省と協議を行うことになるかと考えております。

続きまして、県立大学についての今後のスケジュール等についてお答えいたします。

まず、教育内容でございますけれども、専門家チームと共に大学教育の柱となる三つのポリシー、すなわち卒業認定、カリキュラム、入学者受け入れの三つについて集中的な議論を進めているところでございます。この三つのポリシーのほか、大学教育と密接に係る高校など県内のほかの教育機関との連携や、県全体を学びのフィールドとするため、市町、経済界との連携についても議論を進めているところです。

来年の春には三つのポリシーを中心に、これまでの検討状況を整理し、教育方針をより具体的なものにしていくこととしております。

続いて、県立大学の運営体制でございますけれども、県立大学は地方

独立行政法人である公立大学法人による運営を想定しております。現在、他県の公立大学の運営状況についてヒアリングや調査を進めているところでございます。今年度は、長崎県立大学、長野県立大学、島根県立大学などを訪問したところでございます。

公立大学法人の設立は、文部科学大臣から大学設置認可がなされた後に県議会の議決をお願いをし、文部科学大臣と総務大臣の法人設立認可を受け、令和十一年四月に法人を設立することとなります。

公立大学法人の職員については、県からの派遣と法人による採用を想定しております。法人設立前は県で一旦採用いたしまして、法人設立後に転籍することになります。

続いて、大学建設のスケジュールでございますけれども、大学施設の整備につきましては、今年度末までに設計業者の決定や契約の締結ができるよう、今準備を進めているところでございます。

令和七年から八年にかけて校舎の設計を行いまして、令和九年から総合庁舎の改修であったり、新校舎の建設を進めていきたいと考えております。

続いて、来年度当初予算のイメージでございますが、来年度当初予算につきましては、専門家チームの運営や必要な調査研究、広報経費などのほか、九月議会で議決いただいた債務負担行為に沿って設計予算やコンストラクション・マネジメント業務の予算化を検討しているところでございます。

教育内容、運営体制、建設など取り組むべきことは多々ございますけれども、令和十一年四月の開学に向けて着実に前進させていきたいと考えております。

以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、九州佐賀国際空港の滑走路延長及び平行誘導路整備についてお答えをいたします。

まず、滑走路延長の費用負担でございます。

滑走路延長に必要な費用でございますが、物価高騰などの影響も踏まえまして事業費ベースで約百二十億円を見込んでおります。通常は国庫補助事業で行うものと考えております。

続きまして、平行誘導路整備の費用負担でございます。

令和七年七月に予定されている自衛隊駐屯の開始も重なる中で、全ての航空機の円滑な運航を可能とする平行誘導路の整備が望ましいと考えております。防衛省ともしっかり連携して取り組んでまいります。

これらの事業は、有明海における漁業者の皆様への影響を考えますれば、同時の工事が望ましいと考えております。こうした観点から、先日、山口知事から中谷防衛大臣に提案がなされ、大臣からは全面的に協力するとのお話をいただいたところでございます。

なお、費用負担につきましては、防衛省と交わした確認事項の中で防衛省は応分の負担を行うと確認をいたしております。

なお、石倉議員からは御私見として温かい御声援もいただきました。引き続き、九州佐賀国際空港の一層の将来発展にきちんとつながるよう、担当させていただいている部長といたしましても、関係者の力や知恵、これを合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、六角川における治水対策について知事の答弁の補足を含めまして二点まとめて答弁させていただきます。

六角川につきましては、昭和五十五年の八月ですとか、平成二年七月の洪水によりまして、河川激甚対策特別緊急事業、いわゆる激特事業も活用しながら長年にわたり河川整備を進めてきたところでございます。

その後、令和元年の佐賀豪雨において六角川では甚大な被害が発生しました。新たな激特事業の採択を受けまして、河川改修や河道掘削、そして、排水機場の整備等を、国、県で推進しているところでございます。

また、県におきましては、令和三年九月に内水対策プロジェクト「プロジェクトⅠF」を立ち上げまして、「人命等を守る」、「内水を貯める」、そして、「内水を流す」、この三つを柱といたしまして、国、県、市町、そして関係機関が協力して、流域全体で一丸となつてできることから順次取組を進めているところでございます。

近年、気候変動によります水害リスクが高まっているということもございませう。今進めております「プロジェクトⅠF」の取組も状況に応じで見直しながら継続して取り組んでまいります。

現在、六角川流域における県の河川事業といたしましては、武雄川や山犬原川の河川改修、そして、令和六年度末の完成に向けて広田川五トンの排水機場の新設整備、こういったことを進めております。

国の河川事業といたしましては、六角川の河道掘削ですとか、流下能力を向上させる意味でヨシの対策等も進められております。そして、高橋排水機場の排水能力の増強などが実施されて、これは既に完成しているところでございます。

これらの整備によりまして支川からの排水が向上することで、家屋等の浸水被害の軽減が期待されるところでございます。

議員からお話がありました六角川上流部に計画されております六角川

洪水調整池につきましては、六角川本川の河川の流量を低減しまして、治水安全度の向上を図ることを目的として国において事業が進められております。

この施設は、採石場のくぼ地となった地形を活用して、約四百万立方メートルの洪水調節容量を確保する計画となっております。これはダムに匹敵する容量を有するというところで、本当に効果の高い施設だということだと思っております。

この六角川調整池の事業でございますが、河道の付け替えですとか、流入施設の整備、そして、洪水調節池の本体施設の整備と、段階的に進められる計画というふうになっております。現在、六角川本川の河道を直線状にする付け替えの工事が進められておりまして、あわせてその付け替えた河川から洪水調整池への流入施設などの検討が行われているということだと思っております。また、洪水調整池本体の用地取得に向けて用地補償等の調査も進められております。

国への政策提案につきましては、知事から話がありました。今年の五月と十一月に、知事や議長、そして、関係する首長などで国土交通省や財務省に対して実施したところでございます。

六角川につきましては、再度の災害防止対策を推進するために、六角川調整池の整備が重要であるということをお伝えするとともに、防災・減災、国土強靱化の取組を加速するための予算確保について提案をしたところでございます。

六角川の激特事業は令和六年度、今年度までの予算措置となっております。まだまだ重要な施設の整備が残っております。激特事業終了後も切れ目なく継続して治水対策を進めていく必要があるというふうに思っ

ております。

このため、令和五年三月に特定都市河川の指定を受け、関係機関と連携して、地元の意見も聞きながら、ハードの整備など、計画的かつ集中的に実施するための流域水害対策計画の策定を今年度末を目標に検討を進めているところでございます。

今後も、関係機関で連携を図りながら、六角川流域における治水対策の取組を着実に進めていくとともに、六角川洪水調整池を含めました治水対策の推進に向けまして、政策提案や期成会などと様々な機会を捉えながら、引き続き国に働きかけてまいります。

私からは以上です。

◎石倉秀郷君 登壇 〓知事ね、六角川の災害メカニズムと、それから災害を防止するメカニズムは、ころっとしとんもんね。調整池を造るか造らんか、活用できるか活用できないかによつては、恐らく一市三町を含めた中で十万人人口ぐらいと思うんですね。それと、穀倉地帯が残っているね。ここを守っていこうでは、早急なる——寺尾所長は頑張つてやってくれよとやけん、知事も頑張つているとは分かるさ。しかし、結果を出さんというと、住民は、生活者は安心して、安全で生活を営まれんということじゃ、私も令和元年から毎年質問しよるとやけんが、なかなかできない。

三年ぐらい前に、前の阿部所長と前の町長とも、陣内先生入れて、武雄河川で協議をしました。その折には、令和十年を目途に頑張つてみますということやったばつてん、そのとき私が言ったのは、阿部所長、それじゃ遅い。少なくとも二年前倒しの令和八年に調整池を完成させんばということをお願いはしたものの、もう令和六年ですから、残り二年し

かなか。だから、木を見て林、考え方の違いはあると思うけれども、生活の下に政治家があり、政治家がおるとやけん。近頃、きやあ間違うて、生活の上に政治家がおつて政治があると思つている人が多いから、いい仕事が出来ない。

ぜひ、知事ならではの行動で結構ですから、ぜひ武雄河川、九州整備局、本省河川、陣内先生、足立先生も大変懇意にされておると知事は聞いておりますから、ぜひ協議をしていただいて、いい結果を出していただければ、住民の皆さん方が大変喜んでいただくと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、防衛省の着陸料についてですが、平尾政策部長、優等生のような答えは要らん、僕は。優等生のような、五億円の二十年で百億円、それは知つとる。そのとき私も議長でおつたとやけん。副島さんと池田副知事がおつたけん。これは知事は大抵苦労しとるさ。ここにあぐうで大抵苦労しとると。ばさらかきばつたから決まっと思ふよ、僕は、その交渉だよ。そがしこ交渉して、交渉して、それが結果として、いいこととか悪いこと、いいとか悪いとかじゃなし、やっぱり結果は残していかんばいかぬ。

だから、物価上昇率しかないけん、海洋汚染てんなんてん言いよるぎ、これは枠から外れるけん、基金から。だから、そのところは上手に理屈、理論をつけて、国交省と協議をせんね。あんたたちが言い切らんなら、俺がついていくて。いや、本当だよ。そんならいなからんと駄目だよ。

知事、もう知事が何でん出じよかさい、俺が行くけん、そのときは。そんならいやる気がなからんと駄目だよ。

それと、再質問の一つに、管制官の配置について、駐屯地運用が開始されればオスプレイやヘリなど、佐賀空港で数多くの訓練を行うことになると思う。民間空港として円滑な運用のためには、先ほど質問させていただいた平行誘導路のほかに管制官の配置も必要だと思っております。管制官の配置がどのような状況になっているのか、今後どのようにして協議をするのか、地域交流部長に明確な答えを要求します。

再質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ石倉議員の再質問にお答えします。

六角川洪水調整池にさらに力を入れるという御指摘だったと思います。この重要性につきましては、先ほど申し上げたように、これがとても大切だという認識は持っております。早期整備に期待したいと思っておりますし、今後、力を入れて国に対しても訴えていきたいと思っております。

これまでの進捗に課題があったことについては、担当部長から説明をさせます。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ石倉議員の再質問にお答えいたします。

議員のほうからお話がありましたように、この着陸料の百億円、ここに至るまでは本当にいろんな難しい交渉の中、紆余曲折しながら、この額にたどり着いたというふうなことは、私も聞いております。防衛省としても、大きな決断だったんだろうというふうに思います。

そうした中で、今、駐屯地の整備工事も進められております。オスプレイ十七機の配備等も、その後行われるようになるでしょうけれども、この着陸料の百億円以外にも、防衛省があそこに駐屯地を構えることによつて様々なことを、我々の要望とか県民、市民の要望、こういったことにも応えられる事業も防衛省としては持つておられます。そういった

ことで、百億円という、この着陸料以外の部分、こういったところの防衛省の予算の中でいろんなことをやっていただけのような、そういったところを我々としてはまずは目指していきたいというふうに思います。

海水混合施設もその一つだというふうに思います。数百億円のお金をかけて海水混合施設を造つておられます。これも着陸料以外、駐屯地の整備以外の部分で、まさにそういった取組の一つではないかと思っておりますので、そういった漁業者の声とかもしつかり聞きながら、必要に応じて防衛省に求めていくべきものについては求めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、九州佐賀国際空港の再質問についてお答えをいたします。

管制官の配置についてでございます。

議員御指摘のとおり、現在、九州佐賀国際空港では管制官は配置されておられません。代わりに、空港周辺のいわゆる航空交通情報をパイロットに伝える運航情報官が配置されているところでございます。

管制官は航空機に対して指示権を持ちます。したがって、航空機の円滑な誘導に資するものでございます。管制官の配置につきましては、国において計画がされるものでございます。私ども県としては、現在、国において必要な検討がしっかりと行われているものと承知をしております。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、六角川の整備についてお答えいたします。

先ほど御答弁しましたとおり、六角川調整池の事業は、河川の付け替えですとか流入施設の整備、そして、洪水調整池の本体の整備というところで、段階的に整備を進めることとなっております。現在、六角川本川の河道の付け替えの工事が行われておりまして、流入施設の整備の検討とかいうこともやられております。そして、洪水調整池本体の用地取得に向けて用地補償の調査も進められております。

先ほど議員のほうから具体的な時期の話がありました。国土交通省のほうからはまだ具体的にその完成の時期というのは示されていない状況でございます。

県といたしましては、そういったことから、六角川調整池の整備促進に向けて、事業進捗の時期を捉えながら、しっかりと国に要望してまいりたいというふうに思います。

私からは以上です。

◎議長（大場芳博君） 暫時休憩します。

午後零時四分 休憩

○ 開 議

◎副議長（西久保弘克君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◎古賀和浩君（拍手）登壇。皆さんこんにちは。自由民主党の古賀和浩でございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。今回も現場の声を聞いてきました。今回は五問、質問をいたします。県民の思いをつなぐために質問をいたします。

まず、問いの一、「山の会議（仮）」を契機とした自発の地域づくりについてです。昨年の十一月議会でも質問しました自発の地域づくりについて質問いたします。

地域づくりという言葉は、私が県議になって大切にしている言葉です。私は若い頃から地元の様々な団体に加入して活動をやってきました。その活動が実は地域づくりになっていったんだと議員になって気づきました。佐賀県では、令和二年度から地域による、地域のための、地域のみんで考える「山の会議（仮）」に取り組まれておりますし、それが県内各地において地域資源を生かした地域主体の自発の地域づくりとして広がっております。

私の地元の基山町では、令和四年度の「山の会議（仮）」の開催をきっかけに、これまでになかったお寺を会場としたイベント「寺 de フェス」、「寺 de スポーツ」として、地域住民が主体となって開催されました。

自発の地域づくりは、私が今まで団体に所属して活動してきたこととは違い、何もないところから自分たちで考え、行動して取り組まれてお

り、その地域ごとにテーマを決めて様々な活動をやっているとお聞きします。

私は地域づくりをやってきましたので、自ら考え、実行することは非常に難しいことであると理解しておりますが、地域住民が自らの地域に愛着と誇りを持ち、地域資源を磨き上げる自発の地域づくりを通じて光り輝く唯一無二の佐賀県がつけられていくと考えておりまして、「山の会議（仮）」はまさにその象徴的な取組、地域づくりの原点のような取組であると認識しております。

そこで、次の点について伺います。

これまでの取組でございます。

県では、これまで「山の会議（仮）」にどのように取り組んできたのでしょうか、地域交流部長にお伺いします。

次に、先日の九月に嬉野市で開催された「山の会議（仮）深掘り会議」に参加しました。鹿島、太良、嬉野、武雄の地域の皆さんが地域の枠を越えてつながり、みんなで地域の未来を熱く語り、盛り上がっている姿が非常に印象的でありました。

基山町で今年開催された「寺 de スポーツ」は五百名もの参加者で盛り上がりましたが、私の周りの基山町内の方の話題に上がることはありませんでした。今後、活動を継続するには、地域の方に愛され、地域の子供たちを巻き込んで、新たな地域の担い手の確保が必要だと考えております。

私は、地元に住み続け、小さい頃から仲間との関係があり、活動しやすかったにもかかわらず、仕事をしながら活動することが負担であったり、担い手の確保が難しかったなどの活動継続の難しさを経験しており



ますので、地域づくりの継続は難しいことだと理解しております。

そんな中、うれしい出来事がありました。先日の十二月一日の日曜日  
に、佐賀さかいこう表彰の自発の地域づくり・協働部門を受賞された「一  
般社団法人ここてらす」の代表理事の入江さんは、私がPTA活動を長  
年一緒にやっていた役員の息子さんです。一緒にPTAの役員を長く  
やってもらっていました。その入江さんは今二十五歳の若者です。入江  
さんがやっている「ここてらす」は、子供食堂や団体に再配分するフー  
ドバンクや、コンビニのフードドライブの仕組みを利用し、食材の寄附  
を集め、子供たちに食事を提供しております。私や入江さんのお母さん  
たちとやってきたPTA活動とは違い、自発的なすごい活動をやってく  
れておりますが、地域の子供たちのための活動に取り組んでいることに、  
私たちの思いをつないでくれたんだなど勝手に思いました。もう感謝の  
言葉しかありません。

このように自発の地域づくりはすばらしいものですが、もっと地域を  
巻き込んで活動の輪を広げて、今後の地域づくりの担い手を確保して、  
継続していくべきだと考えております。継続は力なりです。これからも  
県として地域にしっかり寄り添い、地域住民の思いをつなぎながら自発  
の地域づくりを支えていってほしいと思います。

そこで、今後の取組について伺います。

これからさらに取組が広がり、自発の地域づくりが県内各地で盛り上  
がっていくためには、県民にしっかり理解、認知してもらうことが大切  
だと考えております。県として今後どのように取り組んでいくのでしょ  
うか、地域交流部長にお伺いします。

自分たちの力で佐賀を盛り上げ続けることが入江さんみたいな方につ

ながり、佐賀に住みたい人が確実に増えていくと私は信じております。  
さが創生推進課のメンバーも頑張っておるところを私、間近に見てきま  
したので、部長も元氣いっぱいのお答えをお願いしまして、次の質問に移  
ります。

問いの二、国民健康保険税について伺います。

国民健康保険については、私は令和二年、令和五年の十一月議会で質  
問させていただき、今回で三回目です。国が定めた制度ではありますが、  
県民に直接関係があり、これからの佐賀県にとって重要な課題であると  
認識しており、今回も質問することとしました。

先日、ある新規就農の方とお話をしていました。その方が言われるの  
は、いろいろな支援をいただいておりますが、保険は国保になりました  
ので、以前、会社員で働いていたときよりも随分と高くなりましたと話  
されていました。私も会社員からこの職業に替わったときに同じように  
感じたことを思い出しました。

国民健康保険制度は農業者や個人事業主などが加入されており、現在、  
国、県、市町は、そのような職業で佐賀県を支えていただいている方々  
を様々な形で支援しております。しかし、農業や個人事業を始めるとき  
に保険料の負担が重いといったイメージがつくとよくありません。

そもそも国民健康保険制度は加入者の年齢構成が高く、一人当たりの  
医療費が高い上に低所得世帯が多く、所得に占める保険料の負担が重  
いといった課題があります。さらに今後、医療の高度化等による医療費増  
や国民健康保険の被保険者の減により一人当たりの医療費もさらに高く  
なっていく、国民健康保険の財政基盤が不安定な状況になることが見込  
まれております。

国民健康保険加入者の負担をこれ以上増やさないためには、国民健康保険の財政運営の安定化や、医療費の伸びを抑えていく必要があるのではないかと考えております。

佐賀県では、国民健康保険の財政運営を安定化させるために、令和九年度に国民健康保険税率を県単位に一本化し、市町単位での支え合いから県単位で支え合う仕組みに変えるように取り組んでいることは認識しております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

国民健康保険税率の一本化に向けた取組についてです。

現在、保険税率が上がっていく傾向の中で、各市町において様々な政策を実施して保険税率を上げないように苦勞されているともお聞きしております。

私としても、保険税率の一本化を進める必要性については十分理解しておりますが、一方で、保険税率の一本化を行うことは、市町間での相互扶助が働き、保険税負担がこれまでより小さくなる市町もあれば、大きくなる市町も出てくるということであります。

このような状況の中、令和九年度の保険税率の一本化に向け、どのような取組を行っているのでしょうか、健康福祉部長にお伺いいたします。次に、医療費の適正化への取組について伺います。

もともと佐賀県の医療費水準は全国でも高く、市町村国民健康保険の令和三年度一人当たり年齢調整後医療費は四十六万六千五百二十九円で、何と全国で一位です。これは単純に高齢化が原因ではありません。高齢化率の上位の東北地方などは医療費が三十万円台となっております。佐賀県は、病院が近くにあつて受診しやすいという、県民にとってメリッ

トでもありますが、健康保険税率の上昇を招きやすく、医療費の伸びを適正化することが急務となっております。今後、保険税率を一本化することにより、適正化の取組に影響が出るのではないかと危惧をしております。

具体的には、保険税率を一本化することで保健事業などの医療費の適正化に積極的に取り組まない市町が出てくるなどのモラルハザードが発生すれば、県全体での保険税率抑制が働かない可能性もあります。県内の保険税率が統一された後は、より一層、市町が一体となり、県全体で保険税率を抑えるために医療費の適正化に取り組む必要があります、それぞれの市町が着実に保健事業に取り組んでもらわなければならないと考えております。

また、保健事業を積極的に進めていっている市町に対しては、佐賀県が評価をし、何らかのインセンティブを与えることで、医療費適正化の競争が始まり、保険税率の伸びを抑えることにつながるのではないのでしょうか。

いずれにしても、佐賀県は保険税率一本化後、どのように医療費の適正化に取り組んでいくこととしているのでしょうか。

あわせて、国に対しても、これ以上被保険者の負担が増えないように、財政支援について要望すべきではないでしょうか。国民健康保険を守っていくという思いを持って、健康福祉部長、答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

問いの三、不登校の子供たちのための教育支援センターについてです。

これも令和三年十一月定例会で質問しました。再度質問いたします。令和に入り、不登校児童生徒数が全国的に増加をしており、私の身近

にも不登校の児童生徒の話はよく耳にします。

今年十月に文部科学省から公表された「令和五年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、全国の国公私立小中学校における年度内に三十日以上登校しなかった児童生徒のうち、不登校児童生徒は、小学生で十三万三千七十人、中学生が二十一万六千百十二人の計三十四万六千四百八十二人で、令和二年までの小中学校の合計が十万人台後半で推移していたんですが、令和三年に二十四万四千九百四十人、令和四年で二十九万九千四十八人と、五万、五万、五万、三年間で十五万人増えています。

さらに、令和五年度の不登校児童生徒のうち、九十日以上欠席した生徒は十九万人で全体の五五%にもなります。

よって、県内の状況をまずお聞きします。

不登校の現状についてです。

県内の小学校、中学校の不登校の現状はどのようになっているのでしょうか。

このように、不登校の子供たちが増えている現状なので、不登校対策を国、県、市町で行っています。不登校の原因の防止策も大切ですが、不登校の子供たちの学びの場が、学校だけでなく、様々な場所で行われるようになっていきます。多様な学び方があってもよいとは思いますが、社会に出た後、学校に行かないということ、子供たち自身が苦勞する場合もあるのでないかと危惧しております。

学校は、様々な人と関わり合いの中で成長ができる場所であり、できれば子供たちは学校に登校したほうがよいのではないかと考えております。

県教育委員会が不登校対策として様々な取組をされていることは知っておりますが、中でも教育支援センターは、不登校の子供たちを学校復帰につなげる大切な存在であることから、教育支援センターの充実を図ってほしいと考えております。

そこで、県の教育支援センター「しいの木」について伺います。

子供たちの状況によっては、学校に行くことができなくても、学校とは別の場所にある教育支援センターには通えるという子供たちもいます。教育支援センターで社会的な体験をすることによって、将来の自立につなげていく場所で、佐賀県には佐賀市内にある「しいの木」がその役割を果たしていますが、佐賀県が設置しているのは、その「しいの木」一カ所だけではありません。

そこで、現在県が設置している教育支援センター「しいの木」の利用状況はどのようになっているか、どのような取組を行っているのでしょうか。また、「しいの木」の今後の在り方についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

次に、市町の教育支援センターについて伺います。

県が設置している教育支援センター「しいの木」では、充実した支援が行われていると思いますが、佐賀市大和町にあり、通所できる子供たちは、佐賀市とその周辺の市町の子供たちだけです。

現実的には、不登校の子供たちの多くは自宅の近くにある市町の教育支援センターに通っております。私の地元の基山町でも設置してあり、年々利用する子供たちが増えております。

現在、十八市町で二十カ所ある市町の教育支援センターに対し、「しいの木」に配置された不登校対応コーディネーターが助言等を行っている

ると聞いていますが、それだけでなく、積極的に不登校の子供たちの受け皿づくりに関わってもらいたいと思っております。

これだけ、不登校の子供たちが増えている現状なので、市町の教育支援センターが充実せねばなりません。各市町で運営をやっておりますので、人的な問題、また場所の問題、また何よりも財政的な問題があります。よって、県がさらに積極的に市町の教育支援センターの充実に関わるべきだと考えております。

そこで、市町の教育支援センターの利用状況はどのようになっており、どのような取組がなされているでしょうか。また、市町の教育支援センターへの県の財政的支援や人的支援等が必要だと考えますが、いかがでしょうか。以上三項目、全て教育長にお伺いいたします。

学校に來られない子供たちは、私はたくさん知っております。身近で、できるだけ通いや教育支援センターがぜひ必要です。教育支援センターに來れる子供たちが社会的自立に向かえるように、子供たちの背中をちよつと優しく押してあげられるような支援ができるような答弁をお願いして、次の質問に移ります。

問四は、特別な配慮が必要な子供を支える保育人材の確保についてです。

近年、発達障害など、特別な配慮が必要な子供に対する認知が広がったことや、一歳半健診や三歳児健診など、乳幼児健康診断での早期発見につながっていることなどにより、特別な配慮が必要な子供たちも増えております。県内の保育施設でもこういった子供たちはたくさん増加しています。支援を行う現場の負担はますます大きくなっていると思っております。

そうお聞きしましたので、私は地元の保育施設に行つて現場の声を聞いてきました。そのときに、その施設に通う特別な配慮が必要な子供たちは年々増えており、今いる職員で対応するのは大変だという声がありました。これは保育者の方々の、全ての子供たちにきめ細かく保育したいという姿勢から出てくる声であると私は感じました。そのような声に対応することが、全ての子供が安心して通える保育施設につながると思っています。

保育施設内では、現在、配慮が必要な子供たちも、そうでない子供たちも同じように通っております。そういう子供たちを小さい頃から同じように保育をすることは、インクルーシブ保育をやっていると言えます。しかし、同じインクルーシブの教育をやっている小学校では特別支援学級があり、様々な教育をしております。現在の保育施設には、障害児通所支援を受けていない、いわゆるグレーゾーンの子供たちも通っていたり、また保育者の方々は、障害児通所支援の支給決定があるかどうかにかかわらず、現場で常に子供たちへ配慮しながら、日々、相当な苦勞をされていると感じました。

そろそろ特別な配慮が必要な子供たちのために、様々な保育を考えなければいけないのではないのでしょうか。特別支援保育室みたいなのをつくれとは言いませんが、障害児保育を専門とした方を配置したり、児童発達支援事業所と連携するなど、やり方はいろいろあると思います。そのような状況を踏まえて、次の点について伺います。

保育施設での受け入れ状況や支援の現状についてです。

県内の保育施設に通う特別な配慮が必要な子供たちの受け入れ状況や支援の状況はどうなっているのでしょうか、男女参画・こども局長にお

伺います。

次に、今後の取組について伺います。

今後、全ての子どもたちが成長過程で必要な支援を受けることができる社会であってほしいと思っております。しかし、そのことが保育者に負担になっているのではないかと考えております。保育施設と児童発達支援事業所を併用されている子供たちも多く、それぞれが連携してインクルーシブ保育をいかに進めていくかが重要だと考えております。

保育人材を直接集める政策を実施し、人材を確保するとともに、子供たちが日々通う保育施設で働く保育者の負担が少しでも軽減されることで、現場が必要とする保育人材を確保できるのではないのでしょうか。

このような現状を踏まえて、県では今後どのように保育人材の確保に取り組んでいくのでしょうか、これも男女参画・こども局長にお伺いします。

この質問は、保育の現場と児童発達障害の、いわゆる隙間の部分の内容でしたので、質問を行うに当たって、こども未来課さんに健康福祉部の障害福祉課さんと連携をしてもらって対応してもらいました。ありがとうございました。

今後、保育の現場も、あらゆる子供たちを様々な形で支えてもらうように連携をしてもらい、それが保育士の確保につながることを切に願います。次の質問に移ります。

最後は、年末に毎年多く発生している交通事故について質問します。

昨日も鳥栖市で八十二歳の高齢者の方、歩行者が、交差点の横断歩道で車にはねられてお亡くなりになりました。これで今年お亡くなりになった方は二十四名になりました。

今回は、交通安全施設の維持管理と歩行者を守るための取組について伺います。

十二月十一日から冬の交通安全県民運動が始まります。今年は三つの重点項目があります。重点項目一、「横断歩行者をはじめとした歩行者の保護」、重点項目二、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、重点項目三、「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」です。本部長いですよね、これで。

昨年十一月までは一桁で推移していた交通事故死者数も、十二月で一気に増えました。今年の佐賀県の交通情勢は、人身交通事故こそ昨年引き続き減少傾向で推移しているんですが、交通事故死者数は既に昨年一年間の死者数十三人を大幅に上回っており、先ほど言いました二十四名、厳しい状況にあり、十二月、これ以上死者数を増やさないという強い意志を持って運動すべきだと思っております。

ちなみに、昨年は十三名、その前が二十三名、二十三名、その前までも超えてしまったというような状況でございます。

今年の交通事故死亡事故の特徴を見ますと、特に道路を横断中の歩行者が犠牲となる事故が増加しております。その中でも、歩行者が絶対に保護されるべき場所である横断歩道を横断中に犠牲となる事故で、四人と原稿を書いておったんですけど、朝、五人と書き直しました。五人もこの命が奪われております。

例年、今の季節は夕暮れ時と買い物や帰宅による交通量が増える時間帯が重なり、特に歩行者が犠牲となる重大事故が増加する傾向にあるため、今後さらなる重大事故が発生するのではと心配をしております。

車対歩行者の事故をできるだけ防止するには、車が走行するゾーンと

歩行者が歩くゾーンが交差ししない構造とすればよいのですが、昨日の青木議員の歩道橋とか、あとまた地下道とか考えられるんですけど、それは一般道では難しいので、ドライバーと歩行者がお互いに認識しやすくするための交通安全施設が重要でございます。交通安全施設の維持管理について伺います。

ドライバーや歩行者が道路を安全に利用するためには、交通安全施設を適切に維持管理していくことが重要だと考えております。道路管理者が管理するボラードや外側線やカーブミラーなど、交通安全施設については適切に維持管理していくことが必要です。このような交通安全施設は消耗したり、壊れたり、また、道路条件が変わったりして、現場の状況に応じて対応しなければ機能はしません。市町で交通安全に関わる団体がパトロールをしておりますので、そんな団体と連携をしていき、実際の現場の状況を見て即対応すべきだと思っております。

今後、どのように対応していただくのでしょうか、県土整備部長にお伺いします。

次に、歩行者保護について伺います。

車と歩行者の事故は、一たび発生すれば重大事故へと発展する可能性が高く、歩行者が犠牲となる悲惨な交通事故を未然に防止していくために、歩行者保護対策を強力に進めていただきたいと考えております。

先日、町の役員さんが、夜歩きをされている方に反射材を配ろうと動かれておりました。このように、反射材に対するニーズは高まっております。反射材など、ドライバーが歩行者を認知できるものが有効になると思います。特に今年の死者数二十四名のうち十名が横断歩道で、そのうち九名が高齢者という状況なので、反射材などのグッズの配り方も考

えなくてはいけないのではないのでしょうか。さらに今年の事故の傾向から考えても、薄暮時に重点的に取り締まりを行うなど、取り締まりの方法も重要だと考えております。

よって、歩行者保護の観点から、横断歩行者が犠牲となる交通事故の抑止についてお伺いします。

交通事故の抑止に向けて、警察としてどのように取り組んでいくのでしょうか、福田警察本部長にお伺いいたします。

以上五問、県民の声を伝えました。執行部の皆様におかれましては、県民に分かりやすい前向きな答弁を期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。（拍手）

◎引馬地域交流部長 登壇 古賀和浩議員の御質問にお答えいたします。私からは、「山の会議（仮）」を契機としました自発の地域づくりについて二点お答え申し上げます。

まず、これまでの取組でございます。

佐賀県の地域づくりの基本的な考え方は、御案内のとおり、地域の皆さんが知恵を出し合いながら、「本物」の地域資源を磨き上げ、自主的・主体的に取り組み自発の地域づくりであります。

特に山はそこに暮らす人々だけではなく、平野部を含む全ての人々に恩恵をもたらす源流でございます。山に光を当て、山を守る、山で営む、そして、山のすばらしさを伝えるといった三つの視点で、森、川、海の豊かな自然のつながりを守り、未来につながる取組を進めておるわけでございます。

山を大切にする取組の一つとして、様々なエリアや人々をつなぎ、山の未来をみんなで語り合う、この「山の会議（仮）」を令和二年度から

開催いたしております。本年十一月に開催いたしました小城・多久ブロックをもって、県内二十市町十一ブロックを網羅いたしました。

この「山の会議」をきっかけとして、様々な人が出会い、語り合い、そして、自らの地域への愛着と誇りが深まり、地域を楽しく、心地よくするアイデア、こういったものが実現に向けてチャレンジしていくこと、すなわち自発の地域づくりが生まれ、育ち、広がってきているわけでございます。

事例としては、先ほど議員から御紹介もありました基山町での「寺deフェス」や「寺deスポーツ」をはじめといたしまして、例えば嬉野市では、商店街から始まりました、土地の何げない日常の暮らし、風土、出合いを楽しむ「暮らし観光まちあるき」、それから、みやき町から始まりました、地域資源を生かした低山トレッキング、カヌー、サイクリングを楽しむ「レジャー Trails」、こうした取組が、人と人、地域と地域のつながりから各地域に広がっていると考えております。

また、これまで「山の会議」を開催した地域から、もっと新たな人とながりたいとか、もっと語りたいと、そういった声が上がりました、まさに先ほど議員から御紹介のあった「深掘り会議」、これが自発的に開催される地域も出てきたわけでございます。

私ども県職員も何度も地域に足を運びまして、地域の皆様方と顔を合わせる中で、県内におけるこの自発の地域づくりが確実に広がっていることを傍らで実感させていただいております。

次に、今後の取組でございます。

改めまして、この佐賀県の地域づくりの基本的な考え方は、やはり自発の地域づくりでございます。地域住民の方々がいればトライ・アン

ド・エラーのプロセスを重ねることで、自発の地域づくりの取組が磨き上げられるわけであります。その結果、取組が長く続いていると考えております。

地域づくり活動を理解、認知してもらうことや、活動への称賛といったこと、自発の地域づくりに取り組む皆様方のモチベーション向上とか、新たな担い手の参画につながっていくわけでございます。

基山町のイベントにおける課題、これは議員も御指摘になりました地域住民の方の認知とか参加につながることで、取組の継続といったことについては、例えば、地元住民の方に取組を知ってもらったことの広報、それから自主的な財源、こういったものの確保、こうしたことを私どもは地域の皆さんと一緒に考えたり、ほかの地域の事例を基に必要なアドバイスをを行うこととしております。地元の皆様にも自発の地域づくりの取組がしっかり理解され、認知され、継続していくように、県としてもしっかり応援をさせていただきたいと思っております。

やはり、地域づくりで大切なものは人でございます。引き続き、人と人、地域と地域の横のつながり、これをつくってまいりたいと思っております。こうした地域間の連携により取組の幅が広がり、そして、お互いが刺激を受け、また、悩みを共有し、アドバイスやメールを送り合うということ、取組がさらに発展、進化していくと私ども考えております。

県内外の多くの方々はこの佐賀の山のすばらしさに気づいてもらい、また、その価値を未来につないでいくためにも、引き続き地域に入り、お声を聞き、そして、寄り添いながら、自発の地域づくりをしっかりと支えてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎井上健康福祉部長 登壇Ⅱ私からは、国民健康保険税につきまして二点お答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険税の一本化に向けた取組についてです。

医療の高度化による医療費の増加や、国民健康保険加入者の減少等に伴います保険税率の上昇を県全体で平準化し、国民健康保険の財政運営の安定化を図るために、現在、県と市町が一体となりまして、保険税率の一本化に取り組んでおります。

保険税率の一本化は、令和九年度から実施いたしましたして、令和十二年度には完全に統一ということで、その間、令和九年度からの三年間は準統一期間として、各市町において、基金からの繰り入れなどによりまして、保険税率抑制ができることとしております。

保険税率の一本化に当たりましては、各市町の保険税率が激変しないよう、公費等の歳入と保険給付費等の歳出を段階的に調整するとともに、事務の標準化、また、保健事業の標準化、こうしたことを行っていく必要があると考えております。

具体的には、県内のどの市町に住んでいても同じ所得水準、また、同じ世帯構成であれば同じ保険税率となります。こうした中で、保険税の減免の基準の統一。また、同じ水準のサービスを受けるようになることから、効率化の面からも手続に必要な書類を統一すること。それから、全市町で取り組みます特定健診等の保健事業について、事業内容や実施基準などを統一すること、こうしたことを進めてまいります。

また、こうした取組について理解を深めてもらうために、保険税率の一本化の意義や、また、その内容について、今後、適宜、県民の方々に

周知を行っていく必要があると考えております。その時期や方法についても市町と共に検討していくこととしております。現在、それぞれの検討項目について県と市町で検討部会を立ち上げまして議論を進めているところでございます。

それから、保険税率統一後の医療費の適正化への取組についての御質問をいただきました。

保険税率統一後は、医療費水準が——これは一人当たりの医療費が高いか低いということになりますけども、この医療費水準が低い市町が医療費水準が高い市町を支える、全市町で支え合うということになります。より一層各市町で医療費の適正化に取り組んでいくことが重要と考えております。

このため、県と全市町で目指すべき保健事業の姿や取組水準等を検討いたします検討委員会を立ち上げております。その中では、保健事業の事業内容や実施基準の設定、これは具体的には全市町において取り組むべき標準的な事業、それから、いずれは全市町で取組を目指す選択的な事業、また、各市町で行います固有事業、こうしたものを整理しながら効果的な保健事業を行うこと。それから、市町の医療費の適正化の取組を評価いたします評価指標、こういったもの設定、それから、こうした客観的評価基準に基づきます評価が高い市町への金銭的なインセンティブ、こうしたものについての検討を進めているところでございます。

議員から国への要望についても言及がございました。

国の財政的支援については、毎年、全国知事会等を通じまして要望をしております。引き続き保険税の負担軽減につながる公費拡充について



要望してまいります。

県といたしましては、保険税率の一本化や医療費の適正化への取組、それからまた、国の財政支援の拡充などの要望を通じまして、国民健康保険の財政運営の安定を図り、国民健康保険制度が将来にわたって持続可能な制度となるよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、交通安全施設の維持管理と歩行者を守るための取組についてのうち、交通安全施設の維持管理の今後の取組についてお答えいたします。

議員から御紹介がありましたとおり、今年の交通事故の死亡者数は既に昨年を上回って、昨日時点で二十四名がお亡くなりになられております。このうち、道路横断中の歩行者が亡くなる事故が十件発生しているというところでございます。改めて交通安全対策の取組の重要性を認識したところでございます。

県といたしましては、歩行者が巻き込まれる悲惨な交通事故をなくし、そして、子供や高齢者をはじめとする県民の方々が安全に安心して快適に移動できるよう、交通安全対策を行うことは大変重要であると考えております。

今年四月には道路課内に「道路安全推進室」を新設いたしました。さらなる道路の安全・安心な利用、そして、安全対策の強化に向けた取組をしつかりと進めたいというふうに思っております。

具体的な対策の状況でございますが、歩行者を保護するハード対策といたしまして、国、県及び各市町と連携しながら道路交通環境の対策に取り組んでいるところでございます。

抜本的な対策としては、用地買収を伴います通学路などでの歩道の整備、そして、即効的な対策となります道路の路面標示など、外測線が消えているところの対応ですとか、ガードレールの維持管理、そして、ボラードと言われる交差点に支柱を立てる交差点の防護柵の新設、そういったことに取り組んでおります。またさらには、ブループロジェクトの取組として交差点内のカラー化である交通安全対策も進めております。そして、生活道路での車両の通過スピードの軽減化の取組であります道路に凹凸をつけたハンプの設置、そして、通行幅を規制するラバーポールの設置、また、速度規制を伴う「ゾーン30プラス」の取組、こういった様々な取組を県民環境部など庁内の関係部署や交通管理者と連携して進めているところでございます。

また、令和三年度の千葉県の八街市の児童死亡事故が契機となって全国的に実施されました緊急合同点検、これを受けまして要対策箇所が約八百カ所設定されましたが、昨年度末までに全ての箇所での一定の対策が完了したところでございます。

さらに、昨年五月に佐賀市の東与賀町で小学生が被害に遭う交通事故が発生しました。その後、速やかに県内においての緊急の通学路の合同点検を行いました。その結果、白石町内において路肩のカラー舗装化などの安全対策を実施したところでございます。

道路は、人、物を運び、生活環境の中で欠かせない生活基盤でございます。歩行者など交通弱者が安全に利用するためには、道路における交通安全施設が適切に設置、そして、維持管理されることが非常に重要かというふうに思っております。

維持管理に当たりましては、定期的な道路パトロールに加えまして、

地元の実情に詳しい交通指導員の方々の声も聞きながら、事故や経年変化などで機能が低下したものについて、交通量や歩行者の多い路線などを優先順位をつけながら、補修、更新を行っているところがございます。

地域の子供や高齢者の安全が脅かされる交通事故が起きないように、地域住民、学校、各道路管理者、交通管理者など関係者と連携しながら、交通安全対策にしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎種村男女参画・こども局長 登壇 Ⅱ 私からは、特別な配慮が必要な子供を支える保育人材の確保について二点お答えいたします。

まず、保育施設での受け入れ状況、それから、支援の現状についてでございます。

県内には現在保育施設は三百超ございます。令和五年度の入所児童数が二万七千五百五十五人おりまして、そのうち市町が障害児と認定した子供の数が千百十五人、二百二十六施設に通園をしております。また、この障害児以外にも特別な配慮が必要な子供たちがおりまして、障害児と合わせますと、三十人程度の一クラスに約三、四人程度いるという感じと聞いております。

こうした特別な配慮が必要な子供を保育施設で受け入れて支えていただいている保育士、幼稚園教諭など保育者の皆様方の御尽力に心から感謝を申し上げます。

現在、県としては、保育現場への支援、障害児を受け入れるに当たったの支援でございますが、保育者を追加配置する場合の人件費の補助ですとか、障害にに応じて必要となる設備改修費に要する費用の補助とか、そういったことの支援を実施しております。

また、県が委嘱した専門アドバイザーを保育施設に派遣し、特別な配慮が必要な子供に保育者が適切に関われるように、例えば、問題行動への対応や言葉かけの仕方等について助言をするなどの取組を行っているところがございます。

次に、今後の取組でございます。

特別な配慮が必要な子供たちも、ほかの子供たちと一緒に保育施設で過ごしてもらいたいと思っております。ただ、保育の現場では、保育者の負担は大きく、苦勞されていると聞いております。保育者の負担を軽減するなど、さらなる支援ができないかということを考えていきたいと思っております。

その一つとしては、やっぱり保育人材の確保だと思っております。これまで様々な取組をやってきましたけれども、これまでの取組に加えまして、例えば、現役、潜在の保育士を対象とした意向調査を実施いたしますとか、あとは大学とか保育関係の団体と意見交換をして、人材確保に向けた実効性のある取組を検討していくこととしております。

それからもう一つは、議員からお話がありました児童発達支援事業所の活用でございます。この児童発達支援事業所というのは、未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的動作の指導、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う施設でございます。県内には、保育施設とこの児童発達支援事業所を併設して運営している事例もございます。この児童発達支援事業所は年々増加傾向にあると聞いております。この併設形態という形が増えますと、子供の特性に応じた手厚い支援が一体的にできると思えますし、また、保育者の負担軽減にもつながるのではないかと思っております。

実際に併設している県内の保育施設から御意見を聞きますと、障害児が保育施設側にいるときも児童発達支援事業所の助言をもらうことができて、丁寧に対応ができるといった意見ですとか、保育者が児童発達支援事業所から得た知識や経験を積み重ねることで心のゆとりができて、余裕を持って保育ができるといった意見を伺っているところでございます。

県としても、こうした施設が増えていくことは望ましいと考えております。保育施設が児童発達支援事業所との併設や併用を希望する場合には助言を行うなど支援をしていきたいと思えます。

保育者の負担が軽減され、特別な配慮が必要な子供を含め、子供たちが笑顔で過ごすことができるよう、今後とも庁内関係部署との連携はもとよりでございますが、市町、大学、保育施設、団体等と連携をしながら、保育人材の確保等にしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私には、不登校の子供たちのための教育支援センターについて御質問がありました。

初めに、不登校の現状についてでございます。

本県における令和五年度国公私立学校の不登校児童生徒数は、小学校が七百八十五人、中学校が千三百九十五人、小中合わせて二千八百八十人となっております。

児童生徒数の推移を申し上げますと、小中学校合わせて令和三年度が千六百四十人、令和四年度が二千十人、令和五年度が二千八百八十人となっております、全国と同様、増加が続いております。

次に、県の教育支援センター「しいの木」についてでございます。

県教育委員会では、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を目的として、教育支援センター「しいの木」を設置しています。

ここに通所している児童生徒数は、十一月二十八日現在、小学生が八人、中学生が八人で、佐賀市を中心にそのほかの市町からも通所しております。

活動内容について申し上げますと、児童生徒の在籍校と連携しながら学習支援による基礎学力の補充、ものづくりや調理などの体験活動、基本的な生活習慣の改善、児童生徒や保護者の悩みや不安の軽減を図るための教育相談など、児童生徒の社会的自立に向けた支援等を行っております。

また、「しいの木」に通所している児童生徒への対応だけでなく、市町の教育支援センター単独では難しい取組や先進的な取組を行っております。県内教育支援センターの中核的機能を担っております。

具体的には、ソーシャルワークの専門職を不登校対応コーディネーターとして配置しまして、市町のセンターを訪問して助言や支援を行うほか、市町の指導員を対象にした研修会の開催、市町に通所する児童生徒を対象にした体験講座や宿泊体験などを実施しております。

「しいの木」については、このようにこれまで中核的機能の充実を図ってきたところであります、今後も引き続きその役割を果たすよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市町の教育支援センターへの支援についてでございます。

県内十八市町に二十カ所設置されている市町の各教育支援センターに通所している児童生徒は、それぞれ数人から数十人と施設により人数は異なりますけれども、十一月二十八日現在、合わせて二百八十三人が通

所しております。利用頻度についても、毎日通所する場合から月に一、二回程度など様々であるというふうに向っております。

それぞれの教育支援センターでは、市町の実情や児童生徒の状況に応じて、指導員が保護者や学校と連携しながら、学習支援や集団生活への適応、情緒の安定に向けた支援等が行われております。

県教育委員会としては、不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、切れ目のない総合的な不登校対策を行っているところでございます。少し具体的に申し上げますと、学校に行くことはできませんけれども、教室に入ることができない児童生徒というのは、教室を別の部屋、別室で支援が受けられるようになっております。そうした別室に支援員を配置する市町に対して補助を行っています。家から出ることはできませんけれども、学校に行けない児童生徒に対しては、県や市町の教育支援センターがありますけれども、先ほど申し上げたように県センター「しいの木」の不登校対応コーディネーターが市町のセンターを支援しております。

家から出ることができない児童生徒に対しては、訪問支援のノウハウのある民間団体に県教委から委託しまして、希望に応じて自宅訪問による学習支援やカウンセリングなどの支援を実施しております。

また、全ての公立学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用できる教育支援体制の整備や、不登校に係る最新の情報を掲載した保護者のためのガイドブック作成などを行っております。

お尋ねがございました財政的支援についてでございます。

市町の教育支援センターにつきましては、実施主体である市町の判断で必要な体制を整え、予算措置されているところでございますが、そう

した市町のセンターが充実強化に取り組み際の補助を令和四年度から実施しております。具体的には、専門のスタッフを配置するなど関係機関との連携を図ったり、学校や保護者への助言を行うなど、そういったコーディネーター事業を実施する場合、その経費の一部を補助しております。

このように、総合的な対策、取組において、県教育委員会の役割、市町教育委員会の役割を踏まえまして、市町では取り組みにくいところが県の役割であろうと考えております。そうしたところへ県教育委員会が直接事業を実施することで市町を支援する、あるいは市町の事業に対して補助を行うなど対応しているところです。

不登校は、そのきっかけや要因は様々で、誰にでも起こり得ることです。県教育委員会としては、学校は全ての児童生徒にとって安心できる居場所、魅力ある学びの場でありたいと思っております。できれば外部に通う場合であっても学校とつながってほしい、学校でなくても教育支援センターや訪問支援など自分にとって安心できるところに繋がってほしいと願っております。

今後とも、市町と連携しながら、児童生徒が一人一人の状況に応じた支援を受けることができるよう、引き続き総合的な不登校対策の充実を図ってまいります。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ横断歩行者が犠牲となる交通死亡事故抑止についてお答えいたします。

本年十一月末までの県内の交通事故死者数は二十三人であり、既に昨年一年間の死者数を大幅に上回っております。

状態別で見ますと、道路横断中の歩行者が九人と最も多く、全体の約四割を占めております。昨年中の道路横断中の死者は二人であり、比較しますと、道路横断中の死者の増加が本年の交通死亡事故者数増加の要因の一つになっていると考えております。

道路横断中の死亡事故を見ますと、横断歩道上で四人、横断歩道付近で一人と、歩行者が保護されるべき横断歩道もしくはその付近で多く発生しております。

また、七人の方が夜間に犠牲となっておられますが、七人とも反射材を着用しておられず、いまだ着用の定着には至っていない状況がうかがえるところであります。

このような情勢の中、昨日、鳥栖市内において、横断歩道を横断中の高齢歩行者が犠牲となる交通死亡事故が発生し、現時点二十四人の貴い命が失われております。

本年十一月、日本自動車連盟により、全国の信号機のない横断歩道における一時停止率の実態調査の結果が公表されました。それによりますと、佐賀県における一時停止率は四〇・〇％であり、これは昨年の調査から一三・八ポイント増加しております。つまり、運転者の歩行者保護意識は徐々に高まっているものとは考えられますが、この数値は全国平均の五三・〇％よりも低く、また六月、七月に実施した県民アンケートにおいても、いつも止まってくると回答した歩行者は約二〇％にとどまっております、引き続き歩行者保護意識の醸成に向けた取組を強化していく必要があると考えております。

横断歩行者保護のためには、運転者に対する歩行者保護意識の醸成に向けた取組と、歩行者に対する自身の安全を守るための交通行動の実践

を促す取組を並行して行っていく必要があるものと考えております。

まず、運転者については、横断歩行者妨害に重点を置いた集中的な取り締まりを展開中であり、本年は十月末現在で二千百十五件を検挙しているところであります。そのほか、交通安全教育や街頭キャンペーン、運転免許更新の機会などを通じて、横断歩道での歩行者保護意識の醸成を図っております。

一方、歩行者については、夜間の事故が多いことなどを踏まえ、交通安全教育機器を活用した参加・体験型の交通安全教育や、街頭キャンペーン等を通じて、車両の直前後の横断の禁止、ハンドサイン横断の実践、反射材着用の徹底等について広く呼びかけております。特に反射材の着用促進に向けては、夕暮れ時や夜間の街頭において、靴やかばんなどに反射材を取り付けていただく活動を強化しており、反射の効果の周知と自発的な着用を促すための取組も推進しております。

また、平素から高齢者と接する機会の多い民生委員をはじめ、地域の関係機関・団体とも連携しながら、反射材に係る広報・啓発活動を実施しております。

加えて、十月以降は夕暮れ時から夜間にかけて横断歩行者が犠牲となる交通死亡事故が増加する傾向にあることから、九月から十二月の四カ月間、交通対策協議会の推進機関・団体とともに、「交通死亡事故『ゼロ』チャレンジ」と銘打った歩行者事故抑止に重点を置いた交通死亡事故抑止対策に取り組んでおります。

この中で県警察におきましては、白バイ乗務経験者による特別白バイ隊や、警察本部交通部による特別交通部隊の運用、白バイの時差運用など、夕暮れ時以降の交通死亡事故抑止対策を強化しております。

なお、昨日現在、横断歩道において五件もの交通死亡事故が発生しておりますが、横断歩道は歩行者が絶対的に保護されるべき場所であり、常に運転者から明確に認識ができる状態を維持することが重要であると認識しております。

そのため、横断歩道については、補修箇所の確実な把握を行い、標示が薄く消えかかっているなど、緊急性の高いものから順次補修を進めております。

死亡事故をはじめとする悲惨な交通事故は、被害者や御遺族だけでなく、加害者や周囲の方々にも大きな影響を与えてしまうものであると考えております。

県警察としましては、県をはじめ関係機関・団体との緊密な連携の下、引き続き交通安全対策に全力で取り組む所存であります。

以上でございます。

◎野田勝人君（拍手）登壇 Ⅱ 皆さんこんにちは。県民ネットワークの野田でございます。

十一月十五日から狩猟解禁となりました。実は、唐津方面での野生イノシシの豚熱、これに対して県、あるいは県の猟友会は、県外に対して菌を持って帰るおそれもあるので、佐賀県内での狩猟をお控えくださいという、県外の方々にお願いをいたしました。そのかいあってかどうかは分かりませんが、通常のそれでも三分の二、今まで百五十ぐらいだったら百ぐらいの方々は佐賀県で狩猟をするというような状況になっていきます。

我が多久でも鹿児島からイノシシ捕獲に来られています。佐賀県は、カモの狩猟にしても、有明海、あるいは広大な平野の中での河川の捕獲、

そして山も深くなく、急傾斜でない、非常に車が入りやすいところで捕獲できるということ、そういった面では非常に猟場としてはいいところというふうな条件だからこそ、イノシシの豚熱の件があっても、こやうやっていらっしゃるのかなというふうに感じているところです。

昨日時点でイノシシの豚熱、今のところあまり報道はあっていませんけれども、三十八頭が今、確認されています。幸いにも、県、関係者、そして唐津の猟友会の皆様方のお力をもって、何とか半島の一部で、まだ広がりはありませんけれども、危惧しているところは、今までは大体四頭、五頭という数字だったんですけれども、寒くなつて彼らもやはり寒さに耐え得るための食べ物求めて動き回るんですね。十月、十一月の二カ月で八頭、八頭と増えてきているんですね。これが十二月と一月とか、もっと極端に寒くなつていくと、もっと活発な動きになりますので、果たして唐津方面だけで守れるかどうかというところを本当に今危惧しているところです。まだ抑えてくださっているからこそですね。そこは本当に感謝する次第です。本当にありがとうございます。

私、十五番目の質問者のうちの十四番目なんです。十五番目やつたら、もう俺で終わりだというのがはっきりしているんですけど、十四番目の心境というのはこういう心境が、今、私頭に浮かんだんですね。「じゃんけんで負けて蛭に生まれたの」という句があるらしいんですね。そういう心境でありますけれども、先ほど古賀議員さんのほうで「山の会議」、そして部長さんのほうからも自発の地域に対する御答弁がありました。

私も最後の小城・多久地区の「山の会議」に参加させていただきました。公民館とか会議室でやるような会議じゃなくて、小城・多久地区で

は我が多久市のキャンプ場、しかも佐賀平野ぐらいまでが一望できるような非常にロケーションがいいところで開催していただきました。

それぞれに各班に分けてテーブルを張って、そこでホットコーヒーでも飲みながら、本当にアットホームなというか、そういったところで皆さん和気あいあいと会議を、お話をされているんですね。先ほど集まってきたばかりの皆さんがですよ。あれを拝見したときに本当に感じたのが、その前に私が北多久の水田を考える会の会議で、回が重なることに発言者がいなくなるという、あの話を聞いたときの寂しい感覚と、皆さんが楽しく話し合う感覚が何でこんなに違うんだろう、そこに非常に関心を持ったんですね。自発の地域づくりという本当にみんなの思いを引っ張り出す、そういった思いと熱意が今集まったばかりの人たちの心や気持ちを引き出すという、ああいうのに非常に感銘いたしました。ぜひ今日の御答弁も引き出しを持っていろいろな御答弁を期待しているところでもあります。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

地域農業を担う後継者や女性の定着に向けた取組についてであります。

佐賀県の基幹産業である農業の振興、またその生産を支える農村の活性化は極めて重要な県政の課題と考えております。

山口知事の就任以来、「農業の振興なくして県勢の浮揚なし」、農業は佐賀県の誇りで、この農業を守り育てていくことは極めて重要だとの心強い信念の下、やりがいのある産業、そして稼げる農業であることを掲げ、昨年八月に「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」を策定し、「磨き、稼ぎ、未来へつながるさが農業・農村の実現」を目指す中、「活力ある農村の実現」に取り組みされており、「園芸888」に対する

数々の施策をはじめ、中山間対策や畜産、林業など、幅広く今日までにたくさんの施策を後押ししていただいているところでもあります。

それでも、全体として、米、麦、大豆の低迷傾向や、生産資材価格の高騰、気象災害などに伴って農業経営は思うようにはいかなく、所得が伸び悩んでいるのが現状であります。

幸いなことに、私はほぼ定期的に不特定の農家の方々と現場の声を伺う機会をいただいております、本当に頼もしく思っているところです。その腹を割った話の中で、今年のミカンはやかったとか、あるいは米の価格はもう少し高くあつてほしいとか、いろんな話を伺う中、担い手の話では、一度、農業外で勤めて収入を得た経験があるならば、稼ぐ農業というからには、せめて市町役場の課長クラスぐらいないと、なかなか農業を継げとは言い難いという声がありました。

また、新規就農への支援制度はあるが、跡取りである子供がUターンし、農業に励むところにも支援があつてもいいのではないかと。なぜなら、担う農業従事者として家、土地もあり、一番信頼が高いのではないかと。やる気だけの農業支援ではなかなか難しいのではとの声には、私は切実な思いを持って伺った次第です。

そして今回、心に響いたのは、なりわいとしてのいろいろな支援はありがたいことでもあります。しかし、農業地帯では未婚のまま年を取り、一人農業を真面目にやっている姿を見るが、今後の地域農業を支える若い世代の担い手が減っていくことに大きな不安を感じ、なりわいの安定も大切なことであるのは間違いないのですが、家庭を築いて地域に根を下ろし、家庭での安心、安定こそ農業を支える根幹ではないかとの声を聞きました。

現在、農業に従事する方は年々減少しており、農家の後継ぎの他産業への流出など、若い世代の農業の担い手も少なく、高齢化が進んでいる中、農村部や都市部などを問わず、以前と比べ、随分結婚しない、あるいは婚期が遅れてきていることを耳にします。確かに私の身近にも、先輩や親戚や知り合いの御息など、縁に会おうことなく、農業にいそしんでおられる状況があります。それが当たり前の社会のようにも思われています。

もちろん結婚観に関して様々な考えがあることは承知しているところでありますが、しかし、農林水産業などの昔からの土地を守り、文化を育み、地域に根差した第一次産業をなりわいとされている方々は、勤め人とは違い、転職や移住など、同じ枠の中の考え方で議論するのは違うのではないかと思っているところがあります。

そこで、国のデータなどを調べてみました。農林水産省が五年ごとに行っている農業センサス、直近の——これは五年ごとですから、直近と言っても二〇二〇年になります。——数字によりますと、農業全体として減少傾向にあり、そのうち九六%を占める個人がされている農業は、二〇二〇年は百七万六千世帯と、十五年前の平成十七年、二〇〇五年です。ね、百九十七万六千世帯と比べて四八%も減少しているのが現状であります。中でも、この五年、二〇一五年から二〇二〇年、直近五年では三十万軒の農家がやめた形となっております、その前五年に比べても減少率が大きくなってきているところがあります。恐らく次期センサスで現れてくる数字はもっと減少しているという見通しに誰でもが思う次第であります。

そして、農業従事者の七割が六十五歳以上であります。例えばの話で

すが、社員構成の七割が六十五歳以上の会社を想像してみてください。例えば、県庁でもいいです。七割が六十五歳の組織。その五年後、十年後の姿も想像してみてください。考えさせられるところがあります。

また、農村地域の男性人口は二十歳代で辛うじて増加傾向が見られるものの、三十前後の女性人口の増加が以前に比べ見られなくなっており、減少に転じております。中でも女性の割合が農村地域と比べても農家世帯では大きく低下しているという報告がございます。

新規就農者で見ますと、女性の割合が、調査が開始された平成十八年の三〇%から平成三〇年には二四%へと低下しており、農作業の体力的なきつさや栽培技術の習得などの課題があり、女性労働の確保に関する他産業との競合も強まっていることから、地域に女性の姿が減少していく傾向であると言われています。

一方で、男性の未婚率は全体的に増加傾向であるものの、一般就業者全体に比べ農業就業者で高く、四十代前半の三分の一以上が未婚であり、近年、さらに未婚化が加速化していると危惧されています。

農林水産省のまとめとして、農村地域や農家世帯で女性が少なくなってきた要因として、高学歴化などによる女性の流出が続いておりまして、あわせて就職や結婚を契機とした人口の流入が少なくなってきたということがあります。それに加えて、男性農業就業者の先ほどの話であります。未婚率の上昇があるから、女性が少なくなってきたという報告であります。これは農林水産省関係の資料であります。よって、都市部で就業経験のある女性にとって魅力的な仕事、働く場を農村地域においていかに創出していくことができるかという結果報告になっておりました。このことについてはまたいずれ質問したいと思います。



今回は農業です。

農林水産省におきましても、「農業女子プロジェクト」などを通じて若い女性農業者による取組を発信するとともに、民間企業とのネットワーク形成などを後押ししているとのことですが、現実として地域の切実な声に対して何かできることはないかと思うところであります。

県では、さきに述べましたとおり、「さが園芸888運動」を展開し、農業産出額の向上に取り組んでおられ、稼ぐ農業を実現していく上では確かに大切で有効な方策と思います。しかし、それだけで地域に若者や女性が残り、また、帰ってくるのか、私は疑問に感じるところであります。

何より生産の中核となる担い手、農業の後継ぎや女性が、地域で生き生きと農業に取り組み、活気にあふれる農村を築いていくことが重要ではないかと考えるからであります。

そのために、なりわい面への支援だけではなく、新たにこういった分野にも目を向け、何か講じることが必要なのではないかと改めて思い質問をさせていただいています。

そこでまず、農村地域に若者や女性が少ないといった状況をどのように考えておられるのか、また、地域農業を担う若い後継ぎや女性の定着については、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

問いの二番目であります。県内建設業の健全な発展についてであります。

県内建設業は、建設業者や建設資材を納入する地場企業によって成り立っており、社会資本整備や維持管理を担い、災害時には緊急対応や復旧活動などの対応をさせていただいており、感謝の念に堪えません。

しかし、県内建設業では、就業者数が年々減少し、他の産業に比べ就業者の高齢化が進んでいるほか、近年の物価高騰に伴う燃料や資材価格の上昇、時間外労働の上限規制の適用などにより、厳しい環境に置かれている現状があります。

さらに、県内の建設資材業者も、厳しい価格競争にさらされ、人件費や燃料費、材料費が上昇しているため、資材価格を上げようとしても適正な価格での取引が難しく、疲弊しているという切実な声も聞いているところでもあります。

企業が適正な利潤を得、労働者の賃金を上げ、福利厚生を充実させ、就業者を増やすことにつながるためには、適正な価格転嫁を行う必要があるべきと考えます。

このため、建設資材業者を含めた県内建設業全体が発展できるよう、公共工事を適正な予定価格で発注するとともに、資材の地産地消に優先的に取り組み、地域内で経済を循環させることが重要であると考えます。

また、県内建設業の就業者数が減少する中、頼みの綱となるのが「i-Construction」であり、生産性向上や経営環境の改善などを行うため、ICTを活用した省力化の取組が必要と考えているところであり、以前の常任委員会でも取り上げさせていただきました。

山口県の令和元年から取り組んでおられます「建設ICTビジネスメッセ」の開催や、技術者養成のための「建設維新ICTセミナー」の開催などを紹介し、先進事例や、他県で工業高校生がICT活用工事現場実体験や、プロの方々から習う測量機器関係の研修を行い、高校生にICT最先端の土木技術を伝えている取組などを紹介させていただきます。

ました。学生に限らず、保護者にも土木のイメージを覆す大切な取組だと思われました。

また、ICT建設機械は、従来の建設機械と比べ、操作経験の浅い方でも経験豊富な方と同じように効率よく正確に作業できるため、建設現場での省力化の取組が進むものと期待するところであります。

さらには、ICT活用工事は、建設現場でデジタルデータと先端の情報通信技術を用いることから、建設業が男女に関係なく若者にとって魅力ある産業になるはずであります。

部長答弁では、生産性の向上や週休二日制が取りやすい環境になっていき、若い方々への建設業へのイメージ向上にもつながるなど、若い方へ響き、担い手確保に資するもの、時代、時代の新しい技術をしつかりと取り入れ、普及もしつかりとやっていき、職員のレベルも上げていきながら、建設業界と連携して担い手の確保に努めてまいりたい旨の答弁をいただいているところであります。

高齢化が進み、物価高騰に伴う燃料や資材価格の上昇、時間外労働の上限規制などにより、ますます厳しい環境となる中、県内建設業の合理化が進み、利益を出して発展できるように、県内建設業にICT活用が広がることを期待するものであります。

そこで、県内建設業の健全な発展について次の二点をお伺いいたします。

まず、県内建設業の育成についてであります。

公共工事を適正な予定価格で発注するとともに、資材の地産地消に優先的に取り組み、地域内で経済を循環させるため、どう取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

次に、ICT施工の取組についてお伺いいたします。

生産性向上などICT施工の現状の取組と、また、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

大きな項目の三番目です。「唯一無二の誇り高き学校づくり」についてであります。

私の地元にある多久高校では、国民スポーツ大会の開催に合わせてクライミング施設が整備され、鳥栖工業高校にはレスリング場が整備されるなど、県内には全国に誇れる魅力ある施設を整備していただきました。今後、このような学校に全国から生徒が集まり、そこで練習した生徒が全国で活躍したり、世界を目指したりすることは、学校や地域にとって誇らしいことであり、これからの施設の生かし方に大きな期待を持つところであります。

実は私は、この誇りという言葉にはすごく重みを感じているところであります。単にすばらしい設備があるから、すばらしい人が育ち、誇りと思うというのではなく、価値観や努力、そして、鍛錬することで得ていく喜びから積み上げられる、そのような一連の中から身につくものこそ、真の誇りであると思っており、それは子供が小さいながらも生きていく成長過程において、人や地域の中で様々な活動を通じて褒められ、叱られ、勇気づけられながら醸成されていくものであると思っています。そして、その活動から、自分への自信が少しずつついていき、積み重ねによって自己肯定感が形成され、結果、生徒一人一人が学校や地域のことを誇りに思うことができる心が育つと思っております。

まずは、社会全体として子供の育成を支えることが重要であり、保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、相互の理解や協力をもって、

学校と地域が一体となって子供を育てていく必要があると思っております。この考えは昔から変わっておりません。

教育委員会では、県立高校と地域との協働により、学校の魅力を進める「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組みられています。この取組を推進することで、佐賀愛を育むであろう多くの生徒が県立校に集まり、学校や地域の活性化を目指していくという考え方に共感しているところがあります。なぜなら、佐賀県に少しでも残りたいという気持ちがあるからであります。

近年、地域社会での活動を通して、子供たちの生活体験や自然体験は著しく不足しており、少子化による人口減少や核家族化などによる地域の人間関係の希薄化やモラルの低下など、地域社会の教育力が低下している中、私はこの取組を、指定された特定の学校の取組にとどめたり、一過性のものとせず、それぞれの学校が自発的に魅力ある学校づくりを進め、地域からも愛される学校をつくり上げていく必要があると考えております。あわせて、地域としてのアイデンティティーの確立も重要な課題であります。県内の学校で学んだ子供たちが地域への愛着や誇りを持ち、将来、地域に貢献する人材となるよう、学校と地域が連携してしっかりと子供を育てていくことが大切であると思っております。

そこで、次の点について伺いいたします。

まず、学校と地域との協働による学校づくりについてであります。全ての県立高校で「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組みまれておりますが、各学校では地域と協働してどのようなことに取り組んでおられるのか伺いいたします。

そして、二番目に、地域に愛着や誇りを持つ人材の育成についてであ

ります。

先ほども述べましたように、私は、大人が子供を褒めること、こういった地域の関わりによって子供は自信が付き、自己肯定感が高まり、それが地域への愛着や誇りにつながるのではないかと思っています。

教育委員会では、学校、家庭、地域が一体となって「ほめるから、はじめ。はじまる。」教育を行うことで、子供の自己肯定感や自己有用感を高めることを目指しておりますが、この取組を進めていく上で、教育委員会では地域にどのようなことを期待しているのか。また、今後どのように取り組んでいくのか伺いいたします。

以上、三項目の質問をさせていただきます。どうぞすばらしい引き出しを引き出させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

◎島内農林水産部長 登壇 野田勝人議員の質問にお答えします。

私からは、地域農業を担う後継者や女性の定着に向けた取組についてお答えいたします。

人口が減少する社会構造の中で、農村地域においては、若者や女性の減少はより深刻であるというふうな認識をしております。農村で暮らし、農業を営む方を一人でも多く定着させたいとの思いは、私も野田議員と同じでございます。

将来にわたり本県の農業・農村が維持発展していくために、大切な人は人、その思いで農業人材の確保、育成に力を入れて取り組んでおります。

地域農業を担う若い後継者や女性の定着を図るためには、現在進めております「さが園芸888運動」などの施策により稼ぐ農業を実現し、

所得を確保することが何より重要であり、引き続きしっかり取り組んでまいります。

「さが園芸888運動」の取組の一つとしてトレーニンングファームなどに取り組んでおり、県内外から年代、性別を問わず、多くの人材を農村地域に呼び込み、成果を上げております。

具体的な事例を一つ御紹介させていただきますと、佐賀市富士町のホウレンソウトレーニンングファームでは、研修後の就農者十二名のうち十名が県外から移住された方でございます。また、その御家族を含め二十名の方が地域に定住されております。地元の方からは、子育て世代の若い夫婦が移住して、保育園児や小学校の児童数も増え、地域に活気が出てきたといった声も聞かれております。こういった事例を他の地域にも広げていきたいというふうに考えております。

また、若い世代に農業や農村のすばらしさを伝えることも重要であることから、生き生きと農業に取り組んでいる若者や女性、助け合いながら新しい農業を共に切り開いている夫婦などを紹介した冊子を作成し、農業のやりがい、かつこよさ、こういったものを県内外の方に知っていただくような広報にも力を入れております。

さらに、女性の担い手の定着を図るため、結婚を機に就農した女性や子育て世代の女性農業者を対象とした交流会やセミナーの開催、また、農業を経営されている様々な世代の女性が集まり、研さん、交流を行う「さが農業女子サミット」の開催など、同年代、また世代を超えた仲間づくりや、女性の経営参画に対する支援にも取り組んでおります。

また、結婚へのサポートにつきましては、既に県や市町などで出合いの場づくりなどに取り組んでおり、農業者につきましては、農協青年部

など出合いの場を提供している団体等が開催する婚活イベントなどの周知なども行っているところでございます。

農家の後継ぎが農業を継承し、地域に住み続けるよう、また、後継ぎ以外の若者や女性に農村や農業に関心を持っていただき、農業への参入、そして定着していただけるよう、稼ぐ農業をはじめとした様々な取組を引き続き進めてまいります。

私から以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、県内建設業の健全な発展について二点お答えいたします。

まず、県内建設業の育成についてでございます。

建設業は、社会資本の整備はもとより、災害時や豚熱、鳥インフルエンザ発生時など防疫作業時に対応いただくなど、県民の命と暮らしを守る、なくてはならない存在でございます。こうした社会資本整備や地域の守り手としての役割を担っていただいている建設業が、今後とも健全に発展していくことが必要というふうに認識しているところでございます。

こうした中でございますが、県内建設業の就業者数、平成七年の約五万人をピークに令和二年には約三万人と、ピーク時の約六割ぐらいままで減少しております。そして、近年、物価高騰や人材不足の影響によりまして、建設資材の価格や人件費は上昇基調が続いている傾向にございます。

県といたしましては、県内建設業の現状に対応するため、元請、下請、そして、建設資材業者など建設業全体が働き方改革や処遇改善を推進するとともに、適正な利潤が確保され、元請から下請や建設資材業者など

に価格転嫁を行える環境をつくる必要があるというふうに認識しております。また、県内建設業の活性化や雇用の維持を図るために、県内優先の活用も重要というふうに考えております。

こうしたことから、県の公共事業の発注では適正な予定価格の設定ですとか県内業者の優先活用について取り組んでいるところでございます。適正な予定価格の設定につきましては、施工の実態に応じた歩掛かりの見直し、そして、建設資材価格を毎月改定して最新の単価で積算をする、また、契約後に著しい物価変動が生じた場合は契約変更を行う、こういった取組を行っております。

また、県内業者の優先活用につきましては、県内企業でできるものは県内にとり方針の下に、元請業者について県内企業の受注機会を確保するため、入札参加資格において県内企業を優先活用することとしております。また、下請業者や建設資材業者につきましても、県内企業以外を利用する場合は理由書を求めるなど県内企業の優先活用に努めているところでございます。地域経済の活性化につながるよう各種団体の方々の意見も聞きながら、建設資材を含む県内建設業全体の優先活用に取り組んでまいります。

次に、ICT施工の取組についてお答えいたします。

ICT施工は、操作の経験が浅い方でも熟練の方と同じように正確に効率よく作業ができるということ、また、建設機械の周辺での作業が減るということで、安全性が向上するといった労働環境の改善も図られるということでございます。

ICTの施工につきましては、県では令和元年からICT施工を導入しております。当初の対象工種は土工の一工種のみでしたが、

現在は舗装ですとか地盤改良など十工種に拡大しまして、様々な工種の工事で活用できるようにしております。

そのほかにも、ICT活用工事に必要な機器の導入に対する補助ですとか、人材育成のためのICT研修の実施なども取り組んでいるところでございます。こうした取組によりまして、ICT施工を活用した県の発注工事は導入当初から徐々に増加している状況でございます。

また、若者に向けた取組のお尋ねもございました。

ICT施工は、先進の機械や技術を用いるために建設業のイメージアップにつながるものと思っております。このため、将来の担い手となります県内の高校生を対象にICT施工の体験会を実施しております。ドローンですとかタブレットを使った三次元測量、そしてVR体験とか、最新のICT機器を自ら操作することで新しい技術の体験の場となるような、そういう場をつくってもあります。そして、将来の担い手確保につながるように、ICT施工の拡大にもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

県内建設業の健全な発展のためには、若い世代が建設業に興味を持ち、そして、建設業に就職する。建設業に入った後も就業者の育成、定着を図り、さらによりよい建設業に発展させていく。そしてまた、次の世代につなげていく。こういう好循環のサイクルを続けていくことが重要というふうに考えております。そのためにも、新しい技術を活用し、建設現場の生産性、「i-Construction」、こういった取組が必要というふうに考えております。ICT施工や施工時期の平準化などに取り組んでいるところでございます。

現場の声にも耳を傾けながら、今後とも将来にわたって県内建設業が

持続可能な産業となるようにしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、「唯一無二の誇り高き学校づくり」について答弁申し上げます。

初めに、学校と地域との協働による学校づくりについてでございます。教育委員会では、県立高校の魅力や強みを磨き上げることによって県内外からの入学者の増加を目指す「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでいます。

各高校では、市町や地域の団体、大学等と連携、協働し、探究的な学びや学校外での体験活動に取り組むなど特色ある教育活動を行っています。

幾つか御紹介させていただきます。

牛津高校では、生徒の企画力や発想力を高め、起業家マインドを育成するという独自の授業を行っておりまして、例えば、生徒が地域課題である担い手不足による荒廃している山の保全活動を行う。それだけでなく、その山で収穫した梅を使って商品開発を行い、商工会の協力を得ながら地元で販売実習を行っています。

多久高校では、生徒が、認知症に関する講座受講というのをきっかけに、地域の高齢者の方々のために自分たちで何ができるのかを考え、認知症予防のためのゲームを考案しました。多久市と連携して、地域の公民館に向いて、高齢者の方々にそのゲームを体験していただくなど、生徒が主体となった認知症予防の取組を行っています。

小城高校では、教育、福祉、まちづくりなどの様々な分野で生徒の学びの場を広げるために、令和五年七月に小城市や西九州大学と連携協定

を締結しています。その一環で、生徒が小城市主催のまちづくりワークショップに参加しまして、住みやすさや子育てといったテーマについて、自分たちが考えたアイデアを小城市に提案しております。

このように地域の一員として地域の課題に向き合い、自分の力で解決しようとする中で、生徒はたくましく成長していくとともに、地域への愛着や誇りの醸成にもつながっているとといった手応えを感じています。地域と協働して唯一無二の学校づくりに取り組んできた結果、県外からの入学者数は、取組前の令和三年度の九十一人に対して令和六年度は二百七人となっております。

次に、地域に愛着や誇りを持つ人材の育成についてでございます。

教育委員会では、教育大綱を踏まえまして、子供の主体性を尊重し、子供が自分自身で考え、判断、行動する、もし失敗したとしてもまた次に向かっていく、そのような骨太で、また、人の痛みやつらさを分かる子供に育てていきたいと考えています。

そのためには、私たち大人が子供に向き合うときの姿勢というのが大切です。議員からも御紹介ありましたように、教育委員会で掲げている「ほめるから、はじめる。はじまる。」という言葉には、子供の考えや挑戦を尊重し、夢を応援していく、そのような姿勢で子供と向き合っていくという思いを込めています。

子供たちは、学校や家庭だけでなく、地域での活動を通して多様な価値観に触れることができます。生徒の学びの広がりや深まりにつながっており、地域と協働することは特に探求学習を進めていく上では不可欠なものと考えます。地域には学校では学ぶことができない実社会とつながった実践的な学びの場を提供していただき、子供たちの成長を学校と

一緒になって支え、応援していただきたいと思っています。

先ほど議員から、褒められ、叱られ、勇気づけられという言葉を読みました。地域とつながり活動する中で、そうやって応援されて育った子供というのは、主体性や自己肯定感、高い志を抱くとともに、ふるさと佐賀を大切に思い、誇りを持った大人へ成長していつてくれるというふうに思います。

今後も、地域と協働した唯一無二の学びを行い、生徒が様々な体験をすることで地域に愛着や誇りを持つ人材となるよう、未来の佐賀、地域の担い手を育成していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎野田勝人君 登壇Ⅱ二点ほど再質問させていただきます。

まず、学校関係でのことに関しましては、私も本当に長い間、学校関係の役員とか、地域関係の役員とかやらせていただく中で、社会教育というすごく重い責任もいただいている中で、本当に地域という言葉が出てきたときにどうしてもすごく反応してしまうんですね。「ほめるから、はじめ。はじまる。」ということ、学校、家庭、地域ということで、実はこういったことになりまして、私は、本当に県民環境部長さんぜひ協働でお願いしますねという思いがあつたんですけど、いつも両方に振っているの、今回は学校関係に特化して質問させていただいたところ、でも、地域という言葉が入る限りは、ぜひ今のお話なんかは、じゃ、地域としてできることというのはやっぱりお考えいただきたいなというふうに思っているところ、これは今回質問の中に組み立てておりませんので、地域というものが出てくると、県民環境さんの分野というところで何ができるかというところはぜひお考えいただきたいという

ふうにお願いであります。

再質問です。

私は、農業関係、担い手とか若い人、これは県の答弁の言葉には危機感ということを期待しておりました。まさしく深刻であるという言葉で表現をしていただきました。そして、大切な人であるということですね。確かに人がいないと、私もこの場でお話ししたと思います、昔、あと十年ぞ、自分たちが続けてもあと十年ぞという人たちが、あと五年と言いはじめた。じゃ、あと五年先どうなるんだろうといったものを身近に感じておりますので、ぜひそういった若い人はもちろんですけども、女性が少ない。ましてや、昔、農業サイエンスの結果で、実は昭和の時代から農村地帯の未婚者の性別構成で、女性一人に対して男性三人というアンバランスな状況というのが続いている、これが問題になっているということの記事がありました。昭和四十年代から進行しているということですね。非常にここが、私はややもすると、まだまだ地域でしょうか、昔の仲人してくれるような方、あるいはお世話をしてくれるような方がいたからこそ、そういったところは見て見ぬふりというか、任せているような部分があつたのかなと思うんですけども、今そういうおせっかいさんがおられません。もしたら、議員さん、今は簡単なアプリで誰でも、いつでも探すことができますよというようなことがあります。けれども、みんながみんなそれを求めているわけじゃないんですね。ましてやそういう農業、地域をしっかりと守っていくという方々は、まず、安心できる方と巡り会いたいというような、そういう非常に健全なというか、堅いというか、そういった思いがございます。

そういった中で深刻というようなことが表現されましたので、だから

こそ、先ほど申し上げたように、いろんな事業に対する後押しはあるんだけど、生活基盤をしっかりと支えるところにも目を向けていただきたいというのが今回の一番の趣旨なんです。しかも女性が出てもなかなか戻ってこないという現象、だからこそ、農業、地域にどんな人が戻ってくる条件といえますか、入り口を構えると、どういふふう地域が変わっていくんだろうというところが、それこそ自発の地域づくりかもしれませんけど、そこはなかなか農業者だけではやっぱり難しい。

先ほどの自発の地域づくり、地域交流の皆さん、さが創生推進課の皆さんのお力なんかもお借りしながら、いわゆる県の横串をいただきますながら、私は、次の時代というものをつくっていくためには、そういう仕事を組みづくりが必要じゃないのかなというふうに強く思います。確かになりわいを支えていただいているのも本当ありがたいことなんです。ただ、そういうふうにとんとんとん未婚者が増えていつている、あるいは高齢者の地域だけになってきている、こういうことを鑑みますと、本当にそういう今までにない考え方、施策が必要じゃないかなというところを御答弁いただければというふうに思います。

それともう一つ、建設業のほうですけども、御答弁の中にも、県内企業とか県産資材の活用、これを優先というような意味での発言もございました。私もここはぜひお願いしたいと思っています。もともとこの質問をしたのは、県内企業の優先とか県産品の優先とか、そういったことを思ってから質問なんです。

ところが、ついこの間の国スポで五十年に一度あるかないかのような工事におきましても、確かに請け負ったのは県内の企業さんなんです。

でも、そのトラス工法とか、地元でもしっかりできません、やらせてくださいというような強い思いがあつて営業活動もなさっていたところに、途中から私は全くタッチしなくなったんです。後でお伺いしたら、いや、そこはやはり全国で展開している企業さんに負けましたということだったんですね。

県内企業さんも、めったにないこういった中で、県内企業優先という言葉聞いて、非常に期待したんだと。しかも、レートで負けるはずがない、技術で負けるはずがないと思っていた矢先に、毎年、国体、国スポをされていた企業さんに負けちゃったと。でも、取ったのは県内企業さんなんです。下請で外されたということに、本当に県内企業優先なのかと不思議がられておられました。ついこの間、また別の件でそういうものもお伺いしたからこそ、県産品とか県内企業優先ということについてちょっとお尋ねです。

前回でも、宮崎県の地元県産品、あるいは県内企業、地産地消に取り組んでいる企業に、何と申しますか、優先というか、加点をするというような取組があるとお話したところ、少しでも県産品、あるいは県内企業を優先するということに関しては、そういうことであれば検討の余地がありますということでありました。その辺りが今どういふふうな状況になっているのか、よろしかったら御答弁願いたいと思います。

以上、二点です。よろしくお願ひ申し上げます。

◎副議長（西久保弘克君） 暫時休憩します。

午後三時三十三分 休憩



○ 開 議

◎議長（大場芳博君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

野田勝人君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ野田議員の再質問にお答えいたします。

なりわいの面での支援ではなく、生活基盤の支援に目を向けてというふうな趣旨だったかと思えます。

私自身、これまで現場に入り、いろんな方と意見交換をしてくる中で、例えば、農道が狭いですが、農業用水の水質の問題ですが、農業機械への補助、こういったなりわいの面での御意見というのが多かったのかなというふうに感じています。そういったものにつきましては、できることについて対応させていただいているというふうな状況でございます。

これから、先ほどお話がありましたように、地元に入り、農業者の方と意見交換をする際につきましては、生活基盤に関する意見を引き出せるような工夫をしていきたいというふうに思っています。そして、生活面での支援、こういったものについては一気に解決できるような特効薬はないというふうに思っていますが、できることから少しずつでも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ野田議員の再質問にお答えいたします。

私には、入札制度の契約の制度の中で、二月議会での御提案に対する検討状況はというお尋ねでございました。

総合評価落札方式の評価項目として、県内企業の優先活用を新たに追

加、評価してはどうかというお尋ねでしたが、現在、総合評価落札方式を含めました入札契約制度の全体の中で、県内優先活用の取り扱いを検討しているところでございます。

入札契約制度を見直すということは、建設産業における受注環境に影響を与えますことから、慎重に対応すべきというふうに考えております。今後も、県内企業でできるものは県内という方針の下に検討を進めてまいります。

私からは以上です。

◎古賀陽三君（拍手） 登壇Ⅱ多くを申し上げることはいたしません。早速質問に入ります。

佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてであります。

昨年六月、防衛省による駐屯地工事が始まりまして。令和七年六月までにオスプレイの移駐に必要な工事を終え、令和七年七月以降に佐賀駐屯地（仮称）が開設される予定となっております。

今議会の提案事項説明において、知事から、「防衛省と県で合意している有明海漁業の振興と補償のための基金は、令和七年度の創設に向け、二月議会に必要な議案を提案できるよう、準備を進めてまいります。」との説明がなされていきました。

基金の創設に向け、平成三十年八月に県と防衛省との間で確認した合意事項の具体化など、駐屯地開設に向けて、県としても準備すべきことがあると考えています。

特に年間五億円、二十年で百億円が支払われることとなる着陸料、この百億円の使途や活用できる対象者等に関する臆測など、様々な声が聞こえてきています。そうしたことから、県として二月議会に提案され

る基金条例について、どのような観点に立って検討を重ねているのか、そうしたことを私たち議会も理解しておく必要があるのかというように思っています。私自身も居住する近くに空港もありますし、有明海もあります。そうしたことからしても、この基金が創設される、どういった基金が創設されるのかということに注視しているところでもあります。そうしたことから、幾つかの点について伺っておきたいと思えます。

まず、有明海漁業の振興と補償のための基金について、まず基金の使途についてであります。

先ほども申し上げたように、県は防衛省が支払う着陸料を元に基金を創設するとして、二月議会に必要な議案を提案できるよう準備を進めているということですが、着陸料の支払いが合意されて以降、県民の中には、着陸料の百億円については、有明海漁業の振興に活用することは当然のこととして、その一部は空港の維持管理や佐賀市をはじめとした地域の振興などに活用できるのではないかといったことを期待する声や、漁業者の中にあっても地域振興策への活用を期待する声、また各支所ごとの配分についてはどうなるのかといったような様々な声が上がっている状況にあります。

現在、いろいろと検討を行いながら、二月議会への議案提出に向けて準備が進められているものと思っておりますが、県はこの基金について、どのような使途を想定して創設をしようとしているのか伺っておきたいと思えます。

次に、漁業以外への被害が発生した場合への対応についてであります。事故などにより漁業への被害が発生した場合には、今後、創設を予定している有明海漁業の振興と補償のための基金から、国による補償など

が行われるまでの間、必要な費用を無利子で一時的に立て替えることができるように検討されていると伺っています。

現状として、空港周辺には漁業以外にも多くの農地や一般住宅などがあつて、現在、生活が営まれています。事故がないにこしたことはないのと言うまでもありませんが、万が一、農地や一般住宅等をはじめ、様々な被害が発生した場合、そこには先ほども申し上げたように、漁業者以外の方々も生活を営まれているわけなんです。漁業者以外であつても、この基金から無利子で一時的な立て替えを受けることができるようになるのか確認をしておきたいと思えます。

次に、環境保全と補償に関する協議会についてであります。

平成三十年八月の県と防衛省との合意事項では、佐賀空港の自衛隊使用に関する環境保全と補償に関する協議等を行うため、防衛省、佐賀県、有明海漁協等の関係機関が参加する協議会を設置することとされています。これまでも今日に至るまで、海水混合施設の設置をはじめ、関係者間で都度いろいろと協議がなされてきたものと認識をしています。

今後、自衛隊との共存共栄を図っていくことが必要であることから、協議の場というのは重要であるものだと私は思っています。この協議会の設置に向けて、検討はどこまで進んでいるのか伺っておきたいと思えます。

次に、駐屯地開設後の県の対応についてであります。

今年二月の代表質問の際、こういったことを申し上げました。質問を行いました。現在、県内には陸上自衛隊の目達原駐屯地と九州電力の玄海原子力発電所が所在をしています。それぞれに対する県の関わりとして、目達原駐屯地については、配備された自衛隊機の墜落など、危機管

理事象が発生した際の対応が主なもので、平時は立地自治体である吉野ヶ里町や上峰町が駐屯地と必要な調整を行われていると認識しています。また一方で、玄海原子力発電所については、原発立地県として原子力安全対策課の担当部署を設置して、原子力安全対策に主体的に対応されている現状を踏まえ、組織の在り方などについて、駐屯地開設後の県の対応についてということで質問を行いました。

今回、防衛省と県との合意事項の中に情報共有のルール化、例えば、連絡窓口の設置や自衛隊機が事故を起こした場合など、そういった重大事案における防衛省と佐賀県との間のホットラインの設置等が実施される旨、合意がなされています。県はこれまで、状況に応じて組織の改編を行ってこられたと認識をしています。

そうしたことを踏まえると、改めて駐屯地開設後の県の対応について、対応部署を設置して一元化する窓口を明確化することが県民目線に立つたときに分かりやすさにもつながるものだというように思っています。そうしたことから、担当部署の設置など組織の改編を行う必要性を含め、どのように認識、検討しているのか伺っておきたいというように思いますが、この質問に関しては、徳光議員の再質問の際に組織を設置するというようなことだったと思います。ただ、改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

その中で、知事の新聞対応の記事を見ました。この質問をするときに、多分先週の木曜か金曜ぐらいまで担当課の皆さんとお話をずっとしていました。私自身は先ほども、二月の代表質問とか今回のこの質問においても組織の改編の必要性ということでずっと尋ねておりましたけれども、そのときに説明を受けていたのは、事故事象には危機管理のほうで対応

すると。有明海でとなれば水産課のほうで対応すると。空港で何かあれば空港課のほうで対応するというところで、現状として今の状態で対応できていると思っておりますというようなことでずっと説明を受けています。特に現時点で組織を改編することは、特段にそうした必要があるとは思っていないということでしたけれども、新聞を見て、「局面は大きく変わる。配備されることに伴ってやるべきことを、組織も含めて精査している。いずれ報告したい」、ここまでは知事の議会での答弁だったというふうに思います。その後、これは新聞、「『どういう形がいいのか県庁内で議論している』とした上で、新設時期は来年四月」とされています。「組織の規模については、『(室や課など)まだ結論は出ていない。検討中だ』」と。

私がずっとぎりぎりまで受けていた説明と全く違うなというように思っています。こういった組織というのは、そもそも平尾部長、ずっと私は二月の代表質問の際から言っていました。改めてぎりぎりまで話をしていく中で、全く今の状況で対応できる。じゃ、ホットラインについてはどうですか。今、既にきちんと連絡体制が取れているので、組織の改編については特段考えていないというような感じでしたけれども、全く違う説明があるということ、私はいかがなものかということ、申し上げておきたいというふうに思います。言いたくなかったのか、答えたくなかったのか、それぞれあるんだろうというふうに思いますけれども、この対応、執行部の対応としてどうなのかなというところは強く申し上げておきたいというふうに思います。

次に、「子育てし大県」さが「プロジェクト」についてであります。平成二十七年度からこのプロジェクトの取組が始まりました。今年で

十年目の節目を迎えました。十年間の継続によって、県民の皆さんの間でも「子育てし大県」の認知度が昨日の知事答弁では四三・九%、非常に高いなといったようなことを思いました。

このプロジェクト、開始当初は七事業で三千六百万円、そして、現在は約八十の事業で十二億四千万円となっており、事業規模が非常に大きく拡大をしています。子育て支援、そして、子育て施策の充実を求める数多くの声を具現化してきたものだと思います。

そうした中であって、今なお言葉の認知度の高まりも相まって、現状において、子育て中の方々や子供と関わる機会が多い方と話をする中で、佐賀県は「子育てし大県」とうたっているのであればと、こうした言葉が聞かれます。「子育てし大県」とうたっているのであれば、もっとこのような取組をしてほしい、もっとこういったことを県がやるべきではないかといったように、さらなる子育て支援策の充実を求める声を聞くことが数多くあります。

こうした声を耳にしたときに、私自身も現在子育て中です。実はここから見たときに、今日、子供が来ています。子供の前であまり言いにくいなということを思いますけれども、「子育てし大県」、この言葉のインパクトや認知度を鑑みれば、「子育てし大県」とうたっているのであればといったことを言われるのは一定仕方がないのかなと思う反面、何でもかんでも県でというわけには私はいかないというように正直思っています。

県民の声に寄り添うことは大切なことだということは大前提としてあるものの、どこまで施策の充実を図っていくことが県民満足につながっていくのかといったことを考えることがあります。このプロジェクトと

して、県が担うべき役割を改めて理解してもらおう必要性というものも感じています。そして、今後は百三万円の壁の撤廃により地方自治体の税収が減少することが懸念されています。佐賀県では七十二億円の税収減。これまで「子育てし大県」が「プロジェクト」では、県民の声を聞きながら、年々事業を拡大してこられたと思っておりますが、財政が厳しくなることも考えられる中、また、プロジェクト開始から十年の節目を機に、いま一度、現在のプロジェクトを振り返ってみる必要があるのではないかと考えています。その上で、県としてやるべきもの、また、一定の成果が得られたものなどについては見直しなどを行いながら、目的にかなう「子育てし大県」が「」に取り組む必要があるのではないかと私は思っています。

そうしたことから、幾つかの点について伺います。まず、プロジェクトの評価についてであります。

現在、約八十の事業、予算額十二億四千万円となれば、本当に様々な取組が行われています。例えば、多胎家庭へのサポート、子育てタクシー、本物を体験するといったこと、ピロリ菌検査の胃がん対策など、八十事業ともなると正直全てを把握はし切れておりません。

こうした事業は、今、目の前の困り事、こうであればいいなと求められるものであったり、将来を見据えたりと、最初に申し上げたようにいろいろな声を具現化されているものと理解をし、評価もできるのではないかとように思っています。そうしたことから、佐賀で子育てしたい、佐賀で安心して楽しく子育てがしたいと思われることにはつながっている部分があるというように思っています。

ただ、私自身、この質問を行うに当たって、そもそもこのプロジェクト

トの意義は何だったのかなといったようなことも考えました。プロジェクトの背景というか、根幹にあるのは、やはり人口減少とか少子化、もとの背景としてあったのは、そうしたところへつなげるとか、つながるプロジェクトなのではないかなと私は思っていて、そうであるならば、佐賀で子育てしたい、佐賀で安心して楽しく子育てがしたいと思ってもらえる、その先にこれまでの取組がプロジェクトの背景というか、その根幹の部分、つまり、人口減少、少子化、そういったところに本来に寄与しているのかという観点で検証というものが需要ではないかとは思っています。

これまでの十年、どのような点に主眼を置いてプロジェクトに取り組んできたのかということ、そして、十年を節目に改めてこのプロジェクトの目的について伺っておきたいと思えます。また、十年取り組んだこのプロジェクトをどのように評価しているのかということ伺いたいと思います。

この評価はすごく難しいというように私は思っています。というのは、八十の事業です。相当増えました。どうですか、皆さん、八十を把握してありますか。八十、多分把握されていないと思えますね。多分無理なんでしょうというふうに思います。八十事業が増えて、この事業の効果、そういった検証を行うことができているのかなといったようなことを実は思っています。でも、何でもかんでも数字で示すということはできないかもしれません、行政が行う事業に対して。ただ、十二億四千万円というこの予算を活用する中で、やっぱり数値で評価できるものは数値で評価する必要があると思えますし、できないものに関してはいささかアンケートを取るとか、そういったこともする必要はあるんじゃないかと。

このプロジェクトを評価するに当たっては、個々の事業の検証の先に私は評価があるというように思っています。これまで十年、一生懸命に取り組んできたということは理解をしておりますけども、改めてちょうど十年の節目でもありますので、このプロジェクトについて県としてどのように評価しているのかということ伺っておきたいように思います。

次に、今後の取組についてであります。

引き続き、「子育てし大県」さが「プロジェクト」への取組が行われる中で、さらなる子育て施策の充実を求める声が増えてくるものと思っています。そうしたことから事業の数も今以上に増えることが予測をされます。事業が増えるということは今以上の予算も投資をされるということになってくると思っています。今後、新たな事業を行う場合にはその実施の見極めというものも極めて重要になってくると私は考えています。

県では、「子育てし大県」さが「プロジェクト」について、今後どのように取り組んでいくのか伺っておきたいと思えます。

問いの三になります。介護人材の確保についてです。

少子・高齢化が進展し、今後ますます介護に対する需要が増大をしていくことが見込まれています。その中であって、現在、介護現場からは人材不足により十分な介護ケアが提供できないといったような声が聞こえています。

今後の県内における介護人材の将来推計に目を向けてみると、二〇三〇年度で二千五十名ほど、二〇四〇年度で四千六百名ほどの介護人材が不足するとの予測がなされています。これまで県議会においても介護人

材の確保に関する取組などについては様々な議論がなされてきました。

まず、人材確保のためには、職責に見合った適切な処遇が確保される必要があると思っています。介護職員の処遇は、介護報酬に盛り込まれた処遇改善加算などの効果もあり、徐々に改善してきているとはいえ、他の産業と比較した場合、まだまだ十分な状況にあるとは言えないのではないかと私は感じています。

そうしたことから、今後も処遇改善を進めることとあわせて、現在、県においては介護先進機器の導入により介護に従事されている方への負担軽減、介護ツアーや「キツザケアサガ」などのこれからを担う世代に対しても介護の魅力を発信するなど、そういった事業に取り組みられます。離職防止や新たな人材確保に向けた事業を進められていると思いますが、引き続きこうしたことを行いながら人材確保に取り組むことは重要なことだと私は思っています。

以前、介護の現場で働いている方々から話を聞く機会がありました。それは介護の現場にもハラスメントがあるということでした。

具体的には、利用者からの暴言、家族などからの長時間のクレーム、理不尽な要求、ひどいものになると、髪を引っ張られた、唾をかけられるなどといった経験があるということ。そうしたときにこれまでは仕方がないかと思っていたということでした。そうした話を伺っていると、介護の仕事という性質上、職員がハラスメントであると声を上げられず、我慢を強いられている状況にあると思っています。

このようなことが重なると、県として様々な取組を行ったとしても、一方でハラスメントにより介護現場におけるスタッフを身体的、精神的に疲弊させ、介護の魅力の低下や離職のリスクにつながってしまうの

ではないかと危惧しています。

カスタマーハラスメント、いわゆるカスタハラに対する社会の関心が高まる中、九月議会において産業労働部からカスタマーハラスメント等対策推進事業が提案をされました。私はその際に、産業労働部関係だけでなく、福祉の現場など様々なところにハラスメントはあるのになど、いろんな職種にハラスメントは及ぶという観点に立ち、庁内で連携を取って対応できなかったのかなといったようなことを思いました。

ただ一方で、介護や看護、職務の性質上、一緒に取り組むのは難しいのかなといったようなことも考えたわけなんですけども、今後、本県において介護現場の職員がハラスメントに対して声を上げられるような環境づくりに取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

介護職員がただでさえ不足をしている中、利用者からのハラスメントが離職につながることは避けなければならず、介護の現場への復職、再就職にもつながりにくくなるのではないかと、介護職、介護事業者の安心・安全を守ることが利用者への適切な介護体制を整えることにもつながるものだと思います。

そうしたことから幾つかの点について伺いますが、まず、介護職員の処遇改善についてであります。

県内の介護職員の処遇改善の状況はどのようになっているのか。また、処遇改善を改善するために県ではこれまでどのような取り組み、今後どのように取り組んでいくのか伺っておきたいと思っています。

次に、カスタマーハラスメントへの対応についてであります。

私自身、介護の現場の方から実際に話を聞くまで、介護現場におけるカスタマーハラスメントについての認識が不足していたなと思っていま

す。特に施設介護、訪問介護、また、訪問看護や訪問診療もありますけども、どれも第三者の目が届きにくい密室での行為になるため、非常に見えにくいといったことが実態としてあるのかなと思っています。

そうした中で、まずはしっかりと介護現場におけるハラスメントの実態を把握しておく必要性を感じています。他県では既に行政が介護現場のハラスメント対策について取り組んでいる事例もあっています。

実際に、「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」、安全確保・離職防止対策のための補助事業として、二人以上の職員による訪問時の費用の一部について補助をするということ。そして、「事業所におけるハラスメント対策取組支援補助」、「訪問看護師・訪問介護員等への利用者・家族からの暴力等対策研修会」、そして、暴力対策に関するマニュアルも作られていますし、「介護現場におけるハラスメントの防止啓発チラシ」も作られています。そういった、様々な取組が行われていますし、実際に、こういった見えにくいと思いますけども、パフレットが作られています。（資料を示す）「これらはハラスメント行為です」と。「ものを投げる」、「体をたたく」、「体に触る」、「理不尽な要求」、「大声で怒鳴る」、「長時間のクレーム」、「身体的・精神的暴力」、「セクシュアルハラスメント」、「その他」、そしてまた、相談窓口として「お困り相談ひょうご」、「もしかして暴力?」、「ハラスメント?」、「訪問するのがつらくなる前に・・・」といったことで、こういったことも取り組まれています。

現に県内の事業者からは、まずは行政からの啓発や広報などの発信ができないかといったようなことが言われています。なかなか事業者からの発信では聞き入れてもらえなかったりとか、周知にも限界があるとい

うこと、そして、行政からの発信で、問題だということを強く認識してもらうことにもつながるんじゃないかというようなことであります。

まずは、啓発や広報、相談窓口の設置、その状態に応じてまた次に進んだ取組として、その後二人の訪問時の補助であったりとか、今、厚労省も二人の訪問に対して補助をしていますけども、非常に使いにくいといったようなことです。というのは、二人で訪問すれば、利用者の負担が増えるからです。利用者の同意を得る必要があるということで、ハラスメントとかをやっている方が同意をするかといったら、なかなか同意も得ることができないし、利用負担があれば、余計同意を得られないということ、使い勝手が悪いといったようなことも言われております。

そうしたことから、いろんな事業に取り組んでいく必要があるんじゃないかなというように思っておりますけれども、これまで行ってきた人材確保の取組とあわせて、介護現場におけるハラスメント対策を新たな課題として捉えることが必要ではないかと思っております。

県内の介護現場におけるカスタマーハラスメントの状況はどのようになっているのか。また、カスタマーハラスメントに対して、先ほど申し上げたような取組が必要ではないかと思っておりますが、県ではハラスメント対策に今後どのように取り組んでいくのか伺います。

最後に、伝統的地場産業の振興についてであります。

県内には伝統的な技術や技法を受け継いできた優れた地場産品が数多くあります。佐賀県の地場産業、地場産品というところ、まず頭に浮かぶのは私は有田焼です。皆さんそれぞれあるんだろうと思っております。

この伊万里・有田焼は国の伝統的工芸品にも指定されており、平成二十八年に創業四百年の節目を迎えたところです。その際、県が一丸と

なって大々的な記念事業を実施されたこともあって、改めて佐賀県の伝統的地場産品の代表であるということを実感しています。

来年には伊万里鍋島焼が伊万里の大川内山での開窯から三百五十周年を迎え、次の四百年につなごうと地元で盛り上げを図ろうとする動きがある伺っています。

そうしたことから、ややもすれば伊万里・有田焼にばかり注目が集まってしまうがちです。実際にそれだけ認知度が高まっているからこそだと思います。

知事が今議会の提案事項説明の中で、「SAGA2024」国スポ・全障スポで多くの皇室の方々が来県されたと述べられていました。愛子内親王殿下が名尾手漉和紙にお立ち寄りになって、実際に手すきの体験をされ、そこにしかない技術や技法に大変な関心を深められたと耳にしています。また、十二月一日に誕生日を迎えられたと。その際、宮内庁が公開した写真に和紙を手にした写真がありました。

知事からあるところオープンにされていきましたけれども、佐賀新聞にも取り上げられていまして、私も実際に四枚の写真を見まして、そのうちの二枚が、一枚が手すきと、もう一つは偉人伝か何かだったというふうに思います。また県指定の肥前びどろ、伝統的地場産品で佐賀市の重要無形文化財にも指定されている肥前びどろのガラスが上位入賞者に授与されたメダルの一部にはめ込まれていたと。これはたしか「2024」の「0」の部分だったというふうに思いますけれども、またその肥前びどろは、佳子様が二回目に来県されたときにつけられていたのが肥前びどろのイヤリングで、一回目がたしか有田焼のイヤリングだったというふうに思っています。佐賀の伝統工芸品に本当に注目

が集まったのではないかなというふうに思っています。

そうしたもののほかにも、伊万里・有田焼と同様に、国の伝統的工芸品に指定されている唐津焼や、ほかにも先日、猪村議員さん、そして石丸議員さんから御案内というか、はがきを頂いておりましたけれども、四百年続く武雄の窯元の黒牟田焼だったと思います。以前は四十件ほどあったということですが、実は今一件になってしまっているということ、なかなか非常に厳しい状況にあるんだろうなというふうに思っています。

そうしたもののほかにも、諸富家具や佐賀錦など、数多くの伝統的地場産品があるものだというふうに認識をしています。

私はこの質問をするに当たって、県の伝統工芸の冊子を見ました。多分六十ページほどあるので、今日は持ってきていませんけれども、やっぱり気づいていないものがあるんです。佐賀に住んでいても、やっぱり気づいていないものがあるんだと改めて思ったわけなんですけれども、そうした佐賀県の魅力あふれる数々の伝統的地場産品をもっと多くの方々に知ってもらい、それらを生み出す伝統的地場産業を守り、未来に向けて、その伝統に裏打ちされた技術や技法をつないでいかなければならないと考えています。そのためには、県内の伝統的地場産業全体に光を当てることが私は重要だと思っていて、そこに関わる方々が最終的には自立、自走していく形で、持続可能な産業となるように振興を図らなければならぬと思っています。

そうしたことから伺いたいと思いますけど、まず伝統的地場産業の振興の取組についてであります。

伝統的地場産業は、県にとっても貴重な地域資源の一つと認識をして



います。そうしたことから、地場産業の振興を図ることが佐賀の魅力の発信にもつながると思っており、伝統的地場産業の振興に向けて、県としてどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、伝統的地場産業の振興の課題についてであります。

一口に伝統的地場産業と言っても、様々な分野があり、産地を含め、置かれている状況もそれぞれに違っているものと思っており、地場産品の多くは国内需要の低迷やライフスタイルの変化などによる需要の減少、輸入品の増加などもあり、売上げが減少しているのではないかと思います。

こうしたことから、ただでさえ、あらゆる分野で人材が不足している中で、後継者もより育ちにくかったりしているのではないかと。そもそも価値観自体が大きく変わってきている中で、時代の求めに応じて変化を遂げていくことも必要になってくる。こうしたことを踏まえると、多くの課題が出てきているのではないかと感じています。

県として、伝統的地場産業の振興に取り組む中での課題をどういったものと認識しているのか伺います。

最後に、今後の伝統的地場産業の振興の取組についてであります。

一義的には、それぞれの業界の皆さんが自助努力を重ねることが当然のこととしてあるものと認識をしています。その中にあるにしても、行政と手を携え、課題解決を図りながら、最終的には持続可能な産業として成り立つことが求められていると思っております。

県には、県内の伝統的地場産業全体に光を当ててほしいと改めてお願いをしておきたいと思っておりますが、県として今後どのように伝統的地場産業の振興を図っていくのか伺いをして、一般質問を終わります。

(拍手)

◎平尾政策部長 登壇 II 古賀陽三議員の御質問にお答えいたします。

私からは、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応について三点お答えいたします。

まず、一点目の有明海漁業の振興と補償のための基金についてですが、このうち基金の使途についてでございます。

平成三十年八月に県と防衛省との間で確認をいたしました合意事項の内容の一つに、有明海漁業の振興と補償のための基金の創設がございます。

基金の具体的な内容としては二つございます。一つが有明海の漁業振興事業、もう一つが駐屯地の運用に伴い生じた漁業被害等に関し、国による補償が行われるまでの間の必要な費用の無利子での一時立て替えに充てるというふうなものでございます。こうした基金とすることを考えております。

このうち、有明海の漁業振興事業につきましては、有明海漁協の主体性を尊重しつつ、幅広く対象とすることを想定しております。引き続き、有明海漁協などと意見交換を行いながら、令和七年度の基金創設に向け、準備を進めてまいります。

続いて、漁業以外への被害が発生した場合の対応についてでございます。

万が一、事故等が起きた場合、漁業であれ、農業であれ、被害の対象が何であるかにかかわらず、その補償などは国の責任において行うべきと考えます。防衛省もこれまで住民説明会等において、まずは損失や損害を与えないよう万全の対策を講じることが大前提であること、万一、

自衛隊機の運用や駐屯地の管理運営に帰する漁業や農業事業者などへの損失や損害が発生した場合、関連法令等に基づき、その損失や損害を責任を持って補償、賠償するなど、適切な措置を講じる旨を説明しております。

ただ、漁業者への被害につきましては、損失発生から国の補償までに相当の期間を要する可能性があります。この基金を活用して、国からの補償金交付までのつなぎ資金を無利子で漁業者へ貸し付けることで漁業者の事業活動への再開と継続を県として支援することとしております。それ以外の被害につきましては、基本的に防衛省が補償するものでございますが、県としても必要な対応は行ってまいります。

二点目の環境保全と補償に関する協議会についてでございます。

漁業者の不安感を少しでも払拭するため、何かあったときに現場の声をきちんと主張できるよう、議員からもお話がございました環境保全と補償に関する協議会を設置することとしております。これまでも、防衛省、県及び有明海漁協の三者では必要に応じて臨時的に意見交換を行っております。この協議会につきましては、来年四月以降、できるだけ早い時期の設置を考えております。

続いて、駐屯地開設後の県の対応として担当部署の設置についての御質問がありました。

来年六月末までにはオスプレイの移駐に必要な工事が完了し、その後、陸上自衛隊オスプレイの配備が始まる予定でございます。県としても、佐賀駐屯地（仮称）の開設やオスプレイの配備に伴って様々な対応が必要になってまいります。県としてやるべきことについて、組織を含めて精査を行っているところでです。

組織の体制につきましては、まだ結論は出ておりませんが、どのような形がいいのか、庁内で議論を行っているところでございます。来年四月の設置に向けて検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎井上健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、介護人材の確保について二点お答えをさせていただきます。

まず、介護職員の処遇改善についてです。

高齢者の生活を支え、利用者やその家族に寄り添いながら、日々介護の現場に携わっていただいている職員の方々にまず感謝を申し上げます。私が施設にお伺いしても、利用者の方の目の高さに合わせて声をかけられている姿をいつも拝見しております。

介護職員の処遇改善は大きな課題と認識しております。これまでの取組ですが、介護職員の給与は、介護事業者が受け取る介護報酬で賄われております。このため、介護職員の処遇改善のためには、国において介護報酬が改善されることがまず必要となります。

県ではこれまで、国に対して処遇改善のさらなる推進について政策提案を行うとともに、全国知事会など様々な機会を捉えて提案や要望を実施してまいりました。こうした取組が処遇改善加算の拡充などにもつながっているかと考えております。

また、県では、それぞれの事業所がこうした加算の制度を最大限に活用できるように、セミナーの開催でありますとか、個々の事業所への社会保険労務士等の派遣など事業所の取組を後押ししてまいりました。

こうした取組もあり、令和五年の調査によりますと、本県の介護職員の年収は十年前と比較いたしましたして、入所等の施設で約一六％、また、

訪問系の事業所で約三七％増加していることになっております。事業所からは、以前に比べて処遇が改善されたことを実感しているという声もいただいております。

このように一定の改善は進んでいるものの、介護職員の年収は、県内の全産業の平均、こちらも上昇しております。これと比較いたしますとまだまだ低い水準であるため、さらなる処遇改善に取組が必要と思っております。

今後も、国に対して必要な提案等を行うとともに、事業所の取組をしっかりと支援してまいります。

それから次に、カスタマーハラスメントへの対応についての御質問をいただきました。

まず、県内のカスハラの状態についてですが、昨年十一月に行いました介護事業者に対します実態調査の中でカスハラについても調査を行いました。その中で、回答がありました介護職員約二千二百人のうち約六〇％が過去にカスハラを受けたとの回答をいただいております。

その主な内容は、利用者及びその家族からの暴言や無理な要求などとなっております。このほか、事業者からは、利用者から大声で繰り返し叱責を受け、職員が離職を考えているとか、利用者の家族から長期にわたる不当な要求を受けている、そういった声も届いており、こちらからも助言等を行ってきたところでございます。

介護現場は、職員が利用者などに反論をなかなかすることが難しい、また、先ほど御紹介もありましたけれども、訪問サービスにおいて職員が一人で利用者の自宅を訪問する必要があります。そうしたことから、カスハラを受けやすい環境にある、そういうふうと考えております。

カスハラ対策は、介護職員の安全を守り、安心して働くことができる職場づくりを推進するとともに、利用者に対する円滑なサービスの提供にもつながる大変重要なことと認識しております。カスハラは、職員が一人で抱え込むことがないように、職場の同僚や上司を含め、事業所全体で対応していくことが大切であります。

県内では、事業所向けに県社会福祉協議会などにおいて、カスハラへの対応を内容に含む研修会、こうしたものも開催されておりますけれども、参加者はまだまだ一部にとどまっている状況にあります。

改めて事業所には、カスハラ対策の意志を高めていただきまして、対応力を強化してもらおうことが必要と考えております。

まず、県としてすぐに行えることとして、私どもは定期的にまた事業所を訪問する機会がございます。そうした機会を捉えまして、研修会への積極的な参加、また、事業所内でのカスハラ対応指針といったものの作成、また、職場研修の実施などの取組をまず促していきたいと思っております。

議員のほうからは、様々な御提案をいただきました。県として動くことで、事業所にしっかりと認識を持ってもらうことができる、私もそういうふう思います。事業所をはじめ、社会保険労務士の方など専門家の意見も聞きながら、県主催の研修会の開催でありますとか、議員からお話がありましたパンフレットとかチラシ、そういった啓発、広報、そういうことも含めまして、どういった対応がより効果的なのか、検討を早急に進めてまいります。

また、議員のほうからは、他の施設とか職種の話もお話しいただいたと思います。そういった他の施設の関係も含めて、その対応について検

討してまいります。

カスハラ対策に取り組むことで職員の安全を守り、安心して働くことができる職場環境づくりを進め、介護人材の確保にもつなげてまいります。と思います。

私からは以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇 Ⅱ私からは、伝統的地場産業の振興について答弁いたします。

まず、伝統的地場産業の振興の取組についてですが、産業振興に向けて大切なことは、産地において好循環をつくり出すことだと思います。事業者が競争力のある商品を開発し、ブランド化する。そして、バイヤーとのマッチングなど販路を拡大し、売り上げにつなげ、さらに新たな後継者が入り、技術が継承されると。このような好循環を念頭に、産地の実情に応じたきめ細かな支援を行っております。

例えば、伊万里・有田焼や諸富家具などでは、海外市場に目を向ける事業者が増えています。現地でのテスト販売やバイヤーとのマッチングなど、新たな商流や販路拡大を目指す取組を支援しております。また、産業の状況に応じて商品開発や展示会出展、クリエイターと連携した海外展開などの支援も実施しております。名尾手漉和紙や肥前びいどろなどもこうした取組を行われております。

さらに西川登竹細工では、今後の技術継承が特に懸念される状況でした。そのため、ワークショップを通じた職人との交流機会の創出、インターンシップの実施などを重点的に支援し、結果として後継者候補が出てきております。

次に、伝統的地場産業の振興の課題についてですが、伝統的地場産業

は、生活様式の多様化、低価格輸入品の増加、国内市場の縮小といった環境変化により、ピーク時と比べて売り上げが低迷しております。さらに高齢化や人材不足、後継者不在により貴重な技術や技法が失われるおそれがあります。

この状況に対処するためには、消費者に手に取っていただけるような商品開発はもちろんのこと、そのすばらしさや背景など伝えるべきものをしっかりと情報発信し、販路開拓につなげていく必要があります。また、国内市場の縮小が見込まれる中で海外市場にも目を向け、販路を拡大していくことも重要です。そして、これまで大切に受け継がれてきた技術や技法を継承する担い手の育成が求められています。特に一社しか携わっていないような小さな産品も少なくないことから、実情に合わせたきめ細かな支援が必要になると考えております。

○ 時 間 延 長

◎議長（大場芳博君） 時間を延長します。

◎井手産業労働部長（続） Ⅱ次に、今後の伝統的地場産業の振興の取組につきましては、議員御指摘のとおり、全体に光を当て、一つ一つの産品、携わる方お一人お一人が自走できることが大切だと思います。その上で、まずは歴史や伝統を尊重しながら、新しい商品開発や国内外への展開にチャレンジする意欲的な事業者の皆さんを後押しして、自走できるように伴走支援していきたいと思っております。また、産地に日頃からコミットし、西川登竹細工の例のように、継承が危ぶまれるような場合には産地と一緒に機動的な対応を行っていきます。

今後も、佐賀県にとってかけがえのない伝統的地場産業を未来につなごぎ、産業としてますます盛り上がっていくよう取り組みます。

私からは以上です。

◎種村男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、「子育てし大県」さが「プロジェクト」について二点お答えをいたします。

まず、評価でございます。

県では、佐賀で楽しく子育てをしてほしい、佐賀で生まれた子供たちには佐賀に誇りを持って骨太で健やかに成長してほしいという思いで、平成二十七年度からプロジェクトに取り組み、今年で十年目になります。楽しいという気持ちは、安心できる環境の中でこそ生まれるものだと思います。こうした観点から、これまで当事者の声を聞きながら、市町、それから、子育て支援に関わる志を持ったCSOの方々と一緒にしながら、佐賀県らしい取組を充実させてまいりました。

例えば、妊産婦が孤立せず、いつでも相談できる相談アプリ「ママリ」ですとか、男性の家事、育児への参加を促す「マイナス一歳からのイカジ」、それから、赤ちゃんが生まれた全ての家庭に情報をお届けする「さが子育てエール便」、それから、子供の本物体験として世界基準の施設、SAGAアクアを体験する「SAGA Enji Bashan」などでございます。

それから、市町との役割分担でございますが、基本、子育て支援策は県民に身近な市町で行われるものが多いですけれども、県は市町単独では取組が難しいもの、そういったものについて、広域的な観点で支援に取り組んでおります。議員からもお話がありました多胎家庭への支援、それから、あと困難を抱え支援が必要な特定妊婦への支援などでございます。

こうしたプロジェクトの取組について、県民の方からは喜びの声とか

助かったという声をいただいておりますので、各事業が子育て家庭の子育てのしやすい環境のよさの実感に一定つながっているのではないかと思っております。

ただ、議員おっしゃったように八十事業に膨らんできて、それがどういうふうに目的に寄与しているのかとか、そういったところに関しましては、実は正直言ってまだ検証できておりません。局内で、十年目を迎えるということで、分析、検証をしようという議論はしておるんですけども、まだ実質そこまでいけていないというのが正直なところでございます。言及されましたアンケートとかも含めまして、検証方法については引き続き検討を続けてまいりたいと思っております。

それから次に、今後の取組についてでございます。

このプロジェクトは、佐賀での子育ては楽しい、佐賀で安心して子育てができるという思いが広がっていくように、見直しも行いつつ、現場の思い、困り事など、そういった声を聞きながら引き続き取り組んでいきたいと思っております。

今後、特に注力していきたいのは、私はもう少し認知度を上げていきたいと思っております。議員は四三・九%というのを高いというふうに受け止められていたようなんですが、私はこれは、もつとさらに多くの方々に知っていただいて、認知していただきたいと思っております。このところの部分で周知にも取り組んでいきたいと思っております。

それと、少子化とか人口減少とかいうお話がございました。私は、このプロジェクトに取り組むことで佐賀の子育ての環境のよさを実感していただき、そして、楽しく子育てをしている姿が若年世代にも伝わり、それが少子化対策にもつながっていくのではないかと思っております。

今後も、常に事業の必要性を検証しながら、見直しを行いつつ、必要なものについては取り組んでいきたいと思えます。市町、それからCSOなど関係機関と連携し、佐賀らしい、佐賀だからできる取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎古賀陽三君 登壇Ⅱ再質問をします。場の雰囲気は読んでいますので、なるべく簡潔に行いたいと思えます。

基金の用途についてということで、主体性を尊重するということがおっしゃっていただきました。多分、各支所もいろんな配分の方法等々、思いがあるようですので、そういった部分に関してそれぞれの声というのは、一つ一つ聞いてはなかなか大変な部分があるので、漁協にしっかりと任せた上で、使い道はきちんと分配をされるというような理解でよろしいのかということが一点。

あと漁業以外の被害が発生した場合の対応についてということで、一義的には国がしっかりと補償するというのは当然のことだと、誰が考えてもそうだとはいふふうに思います。

その中で、漁業者に対する補償に時間がかかるためのつなぎということで多分答弁があったと思えます。そこは重々理解をしますけれども、ほかのところ、例えば、農地とか一般住宅に対して被害が及んだときに、時間がかかるのはほかのところも一緒だといふふうに思えますね。そうしたときに、何で漁業のほうだけにこれが使えるようになるんだというような声ももしかしたら出てくると思うんです。そうしたことになるらないように、こういう理由だから漁業者だけにしか使えないということを引きちんともう少し整理したほうが――じゃ、一般住宅とかも時間がか

かるのにこっちに使えないのはおかしいんじゃないかというように声にどう対応するかということが出てくると思えますので、そこはきちんと改めて整理をしておいたほうが、その基金としての使い道というものもしっかりなるんじゃないかなというようにことを思えますので、改めてその点についてしっかりと確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。一般質問を終わります。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ古賀議員の再質問にお答えいたします。

まず、基金の支所への配分といったところで、有明海漁協本所のほうでの中心的な役割はどうなるんだろうかといった観点からの御質問だったといふふうに思います。

いろんな支所がございます。それを一つ一つ県のほうで個別に聞くということは、今我々もやっておりません。あくまで有明海漁協、この主体性を尊重しつつという答弁を入れましたけれども、そういった思いで、各支所のいろんな要望等についても、漁協本所のほうで今吸い上げられて、そういった要望をまとめられてというような形になって、そこをまた我々は、県と漁協本所との間で意見交換をやっていくというような状況でございますので、そういった支所ごとに県が対応するというようなことは今のところ考えておりません。

また、漁業者以外への対応の部分について御質問がございました。

まず、この基金というものは、佐賀空港への自衛隊要請があったときの漁業者の方々が、諫早湾干拓問題を含めて、いろんな不信感があったと。この不信感があったから、これをどうにか解決しなきゃいけないというように思いでこの基金をつくったというようになっております。

そういったことで、漁業者のほうが基本的な、使うような基金になっておりますけれども、被害が起きて、農業被害であれ、住宅被害であれ、それまでに、その後に国のほうの補償までに時間がかかる、そういった部分については、県としては漁業被害と同じような立場で、我々としては対応するべきところはしっかりと対応する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○ 請 願 提 出

◎議長（大場芳博君） 次に、請願が三件提出されております。これは皆様のお手元に配付いたしております請願書のとおりであります。

請第五号請願 私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教

育条件の改善をもとめる請願書

請第六号請願 重心医療の現物給付に関する請願

請第七号請願 小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専

任の教職員の増員、特別支援学級の編制基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願

○ 請 願 上 程

◎議長（大場芳博君） 請第五号請願から請第七号請願まで三件の請願を議題いたします。

以上三件の請願につきましては、既に上程中の議案と併せて審議することといたします。

○ 委 員 会 に 付 託

◎議長（大場芳博君） ただいま議題となっており甲第四十三号議案から甲第四十六号議案まで四件、乙第五十八号議案から乙第七十八号議案まで二十一件、以上二十五件の議案及び、請第五号請願から請第七号請願まで三件の請願、以上の議案、請願を皆様のお手元に配付いたしております議案付託表及び請願一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

（議案一覧表）

（請願一覧表・請願文書表）

◎議長（大場芳博君） これで本日の日程は終了いたしました。

明日六日は議案審査日、七日及び八日は休会、九日は議案審査日、十日及び十一日は各常任委員会開催、十二日は議案審査日、十三日は特別委員会開催、十四日及び十五日は休会、十六日は本会議を再開して委員長報告を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後五時十分 散会

速 記 者 一 ノ 瀬 千 加 子